国 自 審 第1685号 の 3
令 和 8 年 9 月 30 日

一般社団法人日本建設機械工業会会長　殿

国土交通省物流･自動車局長

「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について（依命通達）

今般、「装置型式指定実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付自技第215号、自審第1253号、自環第222号）、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付自審第1252号）、「共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年6月30日付国自審第534号）、「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年6月30日付国自審第535号）、「共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領について（依命通達）」（平成31年3月29日付国自審第2109号）及び「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日付自審第1255号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。

別紙
国 自 審 第1685号 の 3
令 和 8 年 9 月 30 日

一般社団法人日本自動車工業会会長　殿
日本自動車輸入組合理事長　殿
一般社団法人日本自動車車体工業会会長　殿
一般社団法人日本自動車部品工業会会長　殿
一般社団法人日本農業機械工業会会長　殿
一般社団法人日本産業車両協会会長　殿
一般社団法人日本建設機械工業会会長　殿
一般社団法人日本陸用内燃機関協会会長　殿
一般社団法人日本自動車タイヤ協会会長　殿

国土交通省物流･自動車局長

「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について（依命通達）

今般、「装置型式指定実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付自技第215号、自審第1253号、自環第222号）、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付自審第1252号）、「共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年6月30日付国自審第534号）、「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年6月30日付国自審第535号）、「共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領について（依命通達）」（平成31年3月29日付国自審第2109号）及び「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日付自審第1255号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。

「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について

令 和 8 年 9 月
物流・自動車局
審査・リコール課

1．改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下「協定」という。）に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第198回会合において、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第154号）」等の改訂が採択されたことに加え、「ドライバーの眠気監視警報に係る協定規則（第182号）」及び「先進運転者注意散漫警告システムに係る協定規則（第183号）」の採用に伴い、特定装置として眠気警報装置を備える場合は協定規則第182号の要件、脇見警報装置を備える場合は協定規則第183号の要件を適用することとなり、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第619 号）等の改正が行われた。

加えて、令和７年３月より実施している申請書類の削減などの認証に係る手続の簡素化及び合理化の検討及び見直しについて、引き続きの検討を行った。

これらを踏まえ、以下に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正する。

・「装置型式指定実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付自技第215号、自審第1253号、自環第222号。以下、「装置型式指定実施要領」という。）
・「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付自審第1252号。以下、「自動車型式認証実施要領」という。）
・「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年６月30日付国自審第535号。以下、「多仕様自動車型式指定実施要領」という。）
・「共通構造部（協定規則第０号）型式認証実施要領について（依命通達）（平成31年３月29日付国自審第2109号。以下、「共通構造部（協定規則第０号）型式指定実施要領」という。）
・「共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年６月30日付国自審第534号。以下、「共通構造部型式指定実施要領」という。）
・「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日付自審第1255号。以下、「輸入自動車特別取扱」という。）

２．改正の概要

（１）「装置型式指定実施要領」の一部改正

① 以下の協定規則の改訂に伴い、装置型式指定基準において直接引用している協定規則番号の改正を行う。

・「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」

・「ディフィートストラテジー防止装置に係る協定規則（第 168 号）」

・「ハイブリッド電気自動車および推進用電気機械を 2 台以上搭載した純電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」

② 「眠気警報装置」及び「脇見警報装置」が装置型式指定の対象となることに伴い、当該装置に係る装置型式指定基準を追加する。※１

③ 協定の細目１（製造の適合性に関する手続）に基づく適合証明書（以下、COP ステートメント）の交付に係る規定を追加し、申請により COP ステートメントの交付が行えるよう改正する。

（２）「自動車型式認証実施要領」の一部改正

① 「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」の改訂に伴い、提出書面のうち諸元表第３号様式の１及び第３号様式の３に「一充填走行距離」、「供給停止圧力」及び「認可使用可能バッテリーエネルギー」を追加するとともに、記載要領を定めた。

② 外観図の記載要領について、審査や検査で必要としない項目の見直しと、測定を要しない車種の明確化を図った。

③ 附則９ 「輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法」の取扱いについて、明確化を図った。

④ 検査対象外軽自動車等の最高速度試験について、実施を省略できることとした。

⑤ 第一種一般原動機付自転車の速度計目盛りの表示について、指導基準を廃止した。

（３）「多仕様自動車型式指定実施要領」の一部改正

① 「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」の改訂に伴い、提出書面のうち、別記様式及び第２号様式の２に「一充填走行距離」、「供給停止圧力」及び「認可使用可能バッテリーエネルギー」を追加するとともに、記載要領を定めた。

② 別記様式について、眠気警報装置及び脇見警報装置を追加した。

（４）「共通構造部（協定規則第０号）型式指定実施要領」の一部改正

① 装置型式指定実施要領と同様に申請により COP ステートメントの交付が行えるよう改正する。

（５）「共通構造部型式指定実施要領」

① 別記様式について、眠気警報装置及び脇見警報装置を追加した。

（６）「輸入自動車特別取扱」の一部改正

① 型式指定車等においては、諸元表第３号様式については欧州車両型式認証制度（WVTA）

とも整合性を図るものと見直しを行ったところ。今回、輸入自動車特別取扱の自動車についても同様の見直しを図った。※２

② 外観図の記載要領について、審査や検査で必要としない項目の見直しと、測定を要しない車種の明確化を図った。

③ 型式指定車等で精査を行った検査時に注意する事項について、輸入自動車特別取扱の自動車についても同様の見直しを図った。

３．スケジュール

公布：令和８年９月 30 日

施行：公布の日

※１　令和８年 10 月 20 日以降の型式指定申請

※２　令和９年４月１日以降の新規届出

○装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号）

令和８年９月 30 日改正

国自審第 1685 号

（傍線の部分は改正部分とする。ただし、現行欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、現行欄及び改正案欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、現行欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で現行欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改　　正　　後	現　　行
別添　装置型式指定実施要領	**別添　装置型式指定実施要領**
目次 第１～第９　（略） 第10　COPステートメントに係る証明及び交付 第11　その他	**目次** 第１～第９　（略） （新設） 第10　その他
第１　申請書、添付書面の提出先及び特定装置の提示先	**第１　申請書、添付書面の提出先及び特定装置の提示先**
１　道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の３第１項の規定による特定装置（以下「特定装置」という。）を製作することを業とする者若しくはその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）又は特定改造を業とする者は、当該特定装置又は当該特定改造等に係る改造のためのプログラム等が組み込まれる特定装置の型式の指定（以下「型式指定」という。）の申請をする場合には、国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（東京都千代田区霞ヶ関２丁目１番３号。以下「審査・リコール課」という。）に、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省	１　道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の３第１項の規定による特定装置（以下「特定装置」という。）を製作することを業とする者若しくはその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）又は特定改造を業とする者は、当該特定装置又は当該特定改造等に係る改造のためのプログラム等が組み込まれる特定装置の型式の指定（以下「型式指定」という。）の申請をする場合には、国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（東京都千代田区霞ヶ関２丁目１番３号。以下「審査・リコール課」という。）に、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省

令第 66 号。以下「装置指定規則」という。）第４条第１項に規定する申請書、同条第２項及び第３項に規定する書面並びに別記様式１の提出書面一覧表（以下「提出書面一覧表」という。）の書面を提出するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）自動車認証審査部（東京都調布市深大寺東町７丁目 42 番地 27 号。以下「自動車審査部」という。）に申請書の写し、装置指定規則第４条第２項（第４号、第５号及び第８号を除く。）、第３項の書面及び提出書面一覧表を提出し、あわせて当該特定装置を提示するものとする。ただし、次のいずれかの特定装置（以下「システム装置」という。）の指定の申請をする場合にあっては、システム装置を備えた自動車等（以下「供試品」という。）を提示するものとする。 (1)～(67)　（略） (68) 眠気警報装置 (69) 脇見警報装置 (70)～(77)　（略） ２　法第 102 条第４項の規定により納めなければならない手数料は、道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第２条第２項及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 69 条第１項の規定に基づき、国に納めなければならない手数料については、特定装置の申請１件につき８万円相当の自動車検査登録印紙を申請書に貼付することにより納付し、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に納めなければならない手数料は、所定の額を現金により納付するものとする。 　また、法第102条第４項の規定により、第６第１項に規定する電子申請を行った場合には、国に納めなければならない手数料について、現金による納付を行うことができる。	令第 66 号。以下「装置指定規則」という。）第４条第１項に規定する申請書、同条第２項及び第３項に規定する書面並びに別記様式１の提出書面一覧表（以下「提出書面一覧表」という。）の書面を提出するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）自動車認証審査部（東京都調布市深大寺東町７丁目 42 番地 27 号。以下「自動車審査部」という。）に申請書の写し、装置指定規則第４条第２項（第４号、第５号及び第８号を除く。）、第３項の書面及び提出書面一覧表を提出し、併せて当該特定装置を提示するものとする。ただし、次のいずれかの特定装置（以下「システム装置」という。）の指定の申請をする場合にあっては、システム装置を備えた自動車等（以下「供試品」という。）を提示するものとする。 (1)～(67)　（略） （新設） （新設） (68)～(75)　（略） ２　法第 102 条第４項の規定により納めなければならない手数料は、道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第２条第２項及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 69 条第１項の規定に基づき、国に納めなければならない手数料については、特定装置の申請１件につき５万円相当の自動車検査登録印紙を申請書に貼付することにより納付し、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に納めなければならない手数料は、所定の額を現金により納付するものとする。 　また、法第102条第４項の規定により、第６第１項に規定する電子申請を行った場合には、国に納めなければならない手数料について、現金による納付を行うことができる。

３～４（略） **第２　装置指定規則第４条第１項から第３項に規定する申請書の記載方法及び添付書面** １～３　（略） ４　装置指定規則第４条第２項第４号に規定する品質管理システムに係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面には、次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。なお、国際標準化機構（以下「ISO」という。）9001 の規格若しくはこれと同等以上の規格に係る認証を受けていることを証する書面の写し又は第 10 に基づき交付された協定の細目１（製造の適合性に関する手続）に基づく適合証明書（協定加盟国の権限ある機関が発行したこれに相当する書面を含む。以下「COP ステートメント」という。）の写しであっても差し支えない。 　この場合において、EN（European Norm）ISO9001、JIS（日本産業規格）Q9001 又は IATF16949 の各規格は ISO9001 と同等以上の規格の例とする。 (1) ～(2)　（略） ５　装置指定規則第４条第２項第５号に規定する検査実施要領については、次に掲げる事項を記載すること。なお、COP ステートメントの写しであっても差し支えない。 (1) 検査の業務組織 (2) 検査の実施要領（該当する協定規則に基づく検査を含む。） 　① 検査の実施項目 　② 検査の実施方法	３～４（略） **第２　装置指定規則第４条第１項から第３項に規定する申請書の記載方法及び添付書面** １～３　（略） ４　装置指定規則第４条第２項第４号に規定する品質管理システムに係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面には、次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。なお、国際標準化機構（以下「ISO」という。）9001 の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面であっても差し支えない。 　この場合において、EN（European Norm）ISO9001、JIS（日本産業規格）Q9001 又は IATF16949 の各規格は ISO9001 と同等以上の規格の例とする。 (1) ～(2)　（略） ５　装置指定規則第４条第２項第５号に規定する検査実施要領については、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 検査の業務組織 (2) 検査の実施要領（該当する協定規則に基づく検査を含む。） 　① 検査の実施項目 　② 検査の実施方法

③ 検査の実施方式
④ 検査用機械器具の一覧表

６～11（略）

第３～第７　（略）

第８　装置型式指定基準

法第 75 条の３第３項の指定の判定に係る基準は、次表左欄の装置指定規則第２条各号に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。ただし、当該指定に係る申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和２年国土交通省令第 66 号）第３条第１項ただし書の規定による法第 99 条の３第１項の許可を申請することのみを目的とするものである場合にあっては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成 15 年国土交通省告示第 1318 号)で定めるところにより、当該申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の装置に適用される保安基準とすることができる。

特定装置の種類	装置型式指定基準
１．自動車駆動用出力装置	協定規則第 85 号 協定規則第 177 号改訂版
２．自動車駆動用燃料消費装置	協定規則第 154 号第４改訂版（レベル 1A に係る部分を除く。）
３．自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
４．自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防	

③ 検査の実施方式
④ 検査用機械器具の一覧表

６～11（略）

第３～第７　（略）

第８　装置型式指定基準

法第 75 条の３第３項の指定の判定に係る基準は、次表左欄の装置指定規則第２条各号に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。ただし、当該指定に係る申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和２年国土交通省令第 66 号）第３条第１項ただし書の規定による法第 99 条の３第１項の許可を申請することのみを目的とするものである場合にあっては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成 15 年国土交通省告示第 1318 号)で定めるところにより、当該申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の装置に適用される保安基準とすることができる。

特定装置の種類	装置型式指定基準
１．自動車駆動用出力装置	協定規則第 85 号 協定規則第 177 号
２．自動車駆動用燃料消費装置	協定規則第 154 号第２改訂版（レベル 1A に係る部分を除く。） 協定規則第 154 号第３改訂版
３．自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
４．自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防	

止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
5．自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
6．自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
7．自動車駆動用電力消費装置	
8．～88．（略）	（略）
89．ディフィートストラテジー防止装置	協定規則第 168 号改訂版（レベル 1A に係る部分を除く。）
90．～124．（略）	（略）
125．眠気警報装置	協定規則第 182 号
126．脇見警報装置	協定規則第 183 号
127．～141．（略）	（略）

第９　（略）

第10　COPステートメントに係る証明及び交付

協定規則に適合する特定装置について型式指定の申請を行う者は、別紙４に定めるところにより、COP ステートメントの交付を申請することができる。

第11　その他　（略）

1　（略）

2　国土交通大臣は、国際連合の型式認定を行う他の締約国の当局から COP

止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
5．自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
6．自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
7．自動車駆動用電力消費装置	
8．～88．（略）	（略）
89．ディフィートストラテジー防止装置	協定規則第 168 号
90．～124．（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
125．～139．（略）	（略）

第９　（略）

（新設）

第 10　その他

1　（略）

2　国土交通大臣は、国際連合の型式認定を行う他の締約国の当局から品質

ステートメントの申請があった場合、協定の細目１に基づき当該締約国の当局に対して COP ステートメントを送付するものとする。

３　（略）

別記様式１～別記様式２　（略）

別紙１　（略）

別紙２　電子申請を行う際の添付書面作成要領

１　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の１から 56、59 から 64、66 から 70 及び 80 から 85 に分けて分類する。
２　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
３　電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（半角、小文字）とする。
４　45 及び 55 の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
５　２の添付書面については、TXT 形式で提出すること。
６　81 の添付書面については、EXCEL 形式で提出すること。

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
１～80（略）			
81	特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲	EXCEL形式	souchihani

管理制度の評価並びに認定対象及び製品に関する管理の確認についての実施結果を示す適合性に関する文書（以下、「COP ステートメント」という。）の申請があった場合、協定細目１に基づき当該締約国の当局に対して COP ステートメントを送付するものとする。

３　（略）

別記様式１～別記様式２　（略）

別紙１　（略）

別紙２　電子申請を行う際の添付書面作成要領

１　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の１から 56、59 から 64、66 から 70 及び 80 に分けて分類する。
２　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
３　電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（半角、小文字）とする。
４　45 及び 55 の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
（新設）
（新設）

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
１～80（略）			
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

82	内部統制システムの概要を記載した書面	PDF形式	naibutousei
83	FMVSSに適合していることを証する書面	PDF形式	fmvsstekigou
84	安全性確保及び公害防止に係る書面	PDF形式	anzenkakuho
85	改善措置を行う能力を有することを証する書面	PDF形式	kaizennouryoku

注）項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和２年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙３　検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領

第１～第３　（略）

第４　申請書及び添付書面

１　第１号様式の申請書、以下に規定する添付書面並びに提出書面一覧表の書面を審査・リコール課に提出するとともに、自動車審査部が発行した試験成績書を提出するものとする。なお、添付書面の記載方法については、別添「装置型式指定実施要領」（以下「実施要領」という。）第２によること。

（1）～（10）　（略）

第５～第 10　（略）

別紙４　COP ステートメントに係る証明実施要領

第１　COP ステートメントの対象範囲

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

注）項番 64 及び 66 の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和２年国土交通省令第 66 号）第四条を示す。

別紙３　検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領

第１～第３　（略）

第４　申請書及び添付書面

１　第１号様式の申請書、以下に規定する添付書面並びに提出書面一覧表の書面を審査・リコール課に提出するとともに、自動車審査部が発行した試験成績書を提出するものとする。なお、添付書面の記載方法については、別添「装置型式指定実施要領」第２によること。

（1）～（10）　（略）

第５～第 10　（略）

（新設）

（新設）

協定規則に適合する特定装置については、COP ステートメントの交付申請を行うことができる。	
第２　COP ステートメントの判定基準 COP ステートメントに係る証明は協定の細目１の１（当初の評価）及び２（製品の適合性に関する措置）の要件に適合しているかどうかを判定することによって行う。	（新設）
第３　COP ステートメントの取消し 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、COPステートメントに係る証明を取り消すことができる。 （１）当該COPステートメントの対象となる特定装置が協定規則に基づく技術的な要件に適合しなくなったとき。 （２）その型式について証明を受けた特定装置が均一性を有するものでなくなったとき。 （３）第２の判定基準に適合しないと認められたとき。 （４）不正の手段によりその型式について証明を受けたとき。	（新設）
第４　COP ステートメント交付の申請者 第１に規定する交付の申請は、別添第１の１に規定する製作者等が行うものとする。	（新設）
第５　COP ステートメント交付の申請方法及び申請書 第１に規定する交付の申請は、指定装置型式指定の申請又は既指定装置型式指定の申請と同時に行う場合は、当該申請書の備考欄にその旨を記載するものとする。それ以外の場合にあっては、次に掲げる事項を記載した	（新設）

第５号様式の申請書を審査・リコール課に対し提出するものとする。 （１）特定装置の名称、型式及び交付を受ける協定規則（交付を受ける協定規則が複数ある場合は、それぞれについて記載することとする。） （２）申請者の氏名又は名称及び住所 （３）主たる製作工場の名称及び所在地 特定装置の製作工場の名称及び所在地を記載することとし、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載することとする。	
第６　申請書の添付書面 １　申請書の添付書面は、装置指定規則第４条第２項第４号及び同項第５号に規定する書面とし、その取扱いは実施要領第２第４項及び第５項に準ずるものとする。 申請書の添付書面が日本語以外で記載されているもので必要と認めるものにあっては、これを翻訳した書面を添付すること。 ２　国土交通大臣は、前項に規定するもののほか、申請者に対し、COP ステートメントに係る証明に関し必要があると認められるときは、必要な書面の提出を求めることができる。	（新設）
第７　変更届 COP ステートメントの交付を受けた者は、当該 COP ステートメントの記載事項に変更があったときは、装置指定規則第８条の規定に準じ、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	（新設）

第８　外国人等による届出等 　外国人又は外国法人が COP ステートメント交付申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。	（新設）
第９　COP ステートメントの交付 １　国土交通大臣は、第５に基づく申請についてCOPステートメントに係る証明を行ったとき、第７に基づく届出によりCOPステートメントの記載事項を変更したとき又は第３に基づき当該証明を取り消したときは、第６号様式による書面を交付するものとする。 ２　COP ステートメントの有効期間は、取り消されない限り、交付の日から３年を超えない範囲内で国土交通大臣が定める期間とする。ただし、第７に基づく変更により交付を行った COP ステートメントは変更前の COP ステートメントの有効期間を引き継ぐものとする。 ３　COP ステートメントの交付を受けた者は、その有効期間の満了前に、当該有効期間の更新を申請することができる。申請は第５に準じて行うものとする。	（新設）
第１号様式（検査対象外軽自動車等の装置の型式認定申請書）（別紙３第４関係） （略）	第１号様式（検査対象外軽自動車等の装置の型式認定申請書） （略）
第２号様式（検査対象外軽自動車等の装置の型式認定変更承認申請書）（別紙３　第９第１項関係） （略）	第２号様式（検査対象外軽自動車等の装置の型式認定変更承認申請書） （略）

○自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）

令和８年９月 30 日改正
国自審第 1685 号
（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　後	現　　行
自動車型式認証実施要領について（依命通達） 目次～第７（略） 別添１　自動車型式指定実施要領 目　次～第１（略） 第２　申請書 申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。 (1)（略） (2) 検査主任技術者の氏名及び経歴欄には、検査主任技術者の氏名、生年月日及び職歴を記載すること。ただし、指定を受けた自動車の製作者等（以下「指定製作者等」という。）が申請する場合にあっては、職歴に代えて現在の役職を記載することができる。 なお、検査主任技術者とは、次の業務に関する実質的な権限を有するものをいう。 (ｱ)～(ｳ)　（略） 第３～第５（略） 第６　完成検査 １～４（略） ５　指定製作者等は、次に掲げる書類を完成検査を行う事業場に備えておくこと。 (1)～(4)（略） ６～９（略）	自動車型式認証実施要領について（依命通達） 目次～第７（略） 別添１　自動車型式指定実施要領 目　次～第１（略） 第２　申請書 申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。 (1)（略） (2) 検査主任技術者の氏名及び経歴欄には、検査主任技術者の氏名、生年月日及び職歴を記載すること。ただし、指定製作者等が申請する場合にあっては、職歴に代えて現在の役職を記載することができる。 なお、検査主任技術者とは、次の業務に関する実質的な権限を有するものをいう。 (ｱ)～(ｳ)　（略） 第３～第５（略） 第６　完成検査 １～４（略） ５　指定を受けた自動車の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、次に掲げる書類を完成検査を行う事業場に備えておくこと。 (1)～(4)（略） ６～９（略）

第７～第 18（略）

別表～別紙１（略）

別紙２（第７関係）

完成検査終了証の記載方法

１　完成検査終了証の記載

(1)～(8)（略）

(9)　「長さ」「幅」「高さ」

完成検査の際に測定した値と諸元表に記載されている長さ、幅、高さとの差が、別表の範囲内にあるときに限り、諸元表に記載されている値を小数第３位以下を切り捨てて、次の例により記載すること。

「4.36m」

(10)（略）

(11)　「総排気量又は定格出力」

諸元表に記載されている値を総排気量はリットル単位により、小数第３位以下を切り捨てて記載し、定格出力はキロワット単位により、小数第２位以下を切り捨てて記載すること。

(12)～(16)（略）

２～３（略）

別表～第２号様式の２（略）

第３号様式の１（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

1.～1.6.（略）		
1.8.	運転位置：左／中央／右 Hand of drive : left/center/right	
2.～6.6.1.1.1.1.（略）		
6.6.1.1.1.2.	負荷能力指数 Load-capacity index	
6.6.1.1.1.3.～6.6.1.1.2.1.（略）		
6.6.1.1.2.2.	負荷能力指数	

第７～第 18（略）

別表～別紙１（略）

別紙２（第７関係）

完成検査終了証の記載方法

１　完成検査終了証の記載

(1)～(8)（略）

(9)　「長さ」「幅」「高さ」

完成検査の際に測定した値と諸元表に記載されている長さ、幅、高さとの差が、別表の範囲内にあるときに限り、諸元表に記載されている値を小数点以下第３位を切り捨てて、次の例により記載すること。

「4.36m」

(10)（略）

(11)　「総排気量又は定格出力」

諸元表に記載されている値を総排気量はリットル単位により、小数点第３位以下を切り捨てて記載し、定格出力はキロワット単位により、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。

(12)～(16)（略）

２～３（略）

別表～第２号様式の２（略）

第３号様式の１（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

1.～1.6.（略）		
1.8.	運転位置：左／右 Hand of drive : left/right	
2.～6.6.1.1.1.1.（略）		
6.6.1.1.1.2.	負荷能力指数 Loadcapacity index	
6.6.1.1.1.3.～6.6.1.1.2.1.（略）		
6.6.1.1.2.2.	負荷能力指数	

	Load-capacity index	
6.6.1.1.2.3.～9.9.1.3.（略）		
9.9.2.	後方等確認装置	
9.10.～17.（略）		
性能 Performance		
制動停止距離（m）（初速（km/h））～燃料消費率（燃料電池自動車）（km/kg）（略）		
	一充填走行距離（燃料電池自動車）（km） Running distance per refuelling(Fuel cell vehicle) (km)	
	供給停止圧力（燃料電池自動車）（MPa） Fuel tank supply cut-off pressure(Fuel cell vehicle) (MPa)	
	認可使用可能バッテリーエネルギー （電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）（kWh） Certified usable battery energy(Electric vehicle,Plug-in hybrid vehicle) (kWh)	

第３号様式の２（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

1.～6.18.1.1.3.（略）		
6.18.1.2.	負荷能力指数 Load-capacity index	
6.18.1.3.～性能（略）		

	Loadcapacity index	
6.6.1.1.2.3.～9.9.1.3.（略）		
9.9.2.	後方等確認装置：	
9.10.～17.（略）		
性能 Performance		
制動停止距離（m）（初速（km/h））～燃料消費率（燃料電池自動車）（km/kg）（略）		
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	

第３号様式の２（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

1.～6.18.1.1.3.（略）		
6.18.1.2.	負荷能力指数 Loadcapacity index	
6.18.1.3.～性能（略）		

第３号様式の３（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

重心高～内圧容器（略）

性能

最高速度（km/h）	
最小回転半径（m）	
制動停止距離（m）（初速（km/h））	
主ブレーキ：制動力（N）（踏力（N））	
主ブレーキ：効きおくれ時間（秒）	
駐車ブレーキ：制動力（N）（操作力（N））	
定地燃料消費率（km/L）	
一充電走行距離（km）	
交流電力量消費率（電気自動車）（Wh/km）	
一充填走行距離（燃料電池自動車）（km）	
供給停止圧力（燃料電池自動車）（MPa）	
認可使用可能バッテリーエネルギー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）（kWh）	
その他	

その他～備考（略）

別添２（略）

別添３　検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次～第５（略）

第６　出荷検査

１～５（略）

第３号様式の３（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

重心高～内圧容器（略）

性能

最高速度（km/h）	
最小回転半径（m）	
制動停止距離（m）（初速（km/h））	
主ブレーキ：制動力（N）（踏力（N））	
主ブレーキ：効きおくれ時間（秒）	
駐車ブレーキ：制動力（N）（操作力（N））	
定地燃料消費率（km/L）	
一充電走行距離（km）	
交流電力量消費率（電気自動車）（Wh/km）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
その他	

その他～備考（略）

別添２（略）

別添３　検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次～第５（略）

第６　出荷検査

１～５（略）

6　施行規則第62条の3第5項による型式認定番号標を表示後、車両番号の指定又はこれに準ずる標識の交付を受けるまでの間において、天災若しくは事故等により損傷を受けた検査対象外軽自動車等の構造、装置又は性能の一部を修復する場合又は、検査対象外軽自動車等の効率的な輸送のため、装置の一部を脱着する場合にあっては、型式認定番号標が有効と判断できる範囲内において、当該検査対象外軽自動車等の装置の一部を脱着することができる。

この場合において「検査対象外軽自動車等の構造、装置又は性能の一部」とは、修復した装置が交換可能な装置（例えば風防、後写鏡等）又はごく小規模の板金等により修復が完了するものをいい、大規模な修復は含まないものとする。

第7～第14（略）

附則1　自動車等の同一型式判定要領

第1～第3（略）

別表第1（略）

別表第2（製作誤差の範囲）

（削除）

（新設）

第7～第14（略）

附則1　自動車等の同一型式判定要領

第1～第3（略）

別表第1（略）

別表第2（製作誤差の範囲）

自動車等の種類 ＼ 項目			長さ（mm）	幅（mm）	高さ（mm）	車両重量（kg）	備考
乗用	普通自動車		±30	±20	±40	±60	
	小型自動車	二輪車以外の自動車	±30	±20	±40	±50	
		二輪車	±30	±20	±30	±10	
	軽自動車	二輪車以外の自動車	±30	±20	±40	±40	
		二輪車	±30	±20	±30	±10	

自動車等の種類 ＼ 項　目		長さ（mm）	幅（mm）	高さ（mm）	車両重量（kg）	備考
乗用車（二輪自動車を除く）	普通自動車	±30	±20	±40	±60	
	小型自動車	±30	±20	±40	±50	
	軽自動車	±30	±20	±40	±40	
乗合自動車及び貨物自動車	普通自動車	±50	±30	±60	±100	
	小型自動車	±30	±20	±40	±60	
	軽自動車	±30	±20	±40	±40	
大型特殊自動車		±50	±30	±60	±200	
車	原動機付自転車　四輪の一般原付（一般小型原付を除く。）	±30	±20	±30	±40	
	原動機付自転車　上記以外の一般原付及び特定小型	±30	±20	±30	±10	
乗合自動車及び貨物自動車	普通自動車	±50	±30	±60	±100	
	小型自動車	±30	±20	±40	±60	
	軽自動車	±30	±20	±40	±40	
大型特殊自動車		±50	±30	±60	±200	
小型特殊自動車（農耕作業用のものを除く。）		±40	±20	±40	±100	
農耕作業用小型特殊自動車		±50	±30	±60	±200	

（新設）

○共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）（平成 28 年 6 月 30 日付国自審第 535 号）

令和８年９月 30 日改正

国自審第 1685 号

（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　後	現　　行
別添　共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領	**別添　共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領**
目次～第18（略）	**目次～第18**（略）
別紙１（略）～別紙３（略）	別紙１（略）～別紙３（略）
第１号様式（略）	**第１号様式**（略）
第２号様式の１（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）	**第２号様式の１**（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

改正後			現行		
1.～1.6.（略）			**1.**～1.6.（略）		
1.8.	運転位置：左／中央／右 Hand of drive : left/center/right		1.8.	運転位置：左／右 Hand of drive : left/right	
2.～6.6.1.1.1.1.（略）			**2.**～6.6.1.1.1.1.（略）		
6.6.1.1.1.2.	負荷能力指数 Load-capacity index		6.6.1.1.1.2.	負荷能力指数 Loadcapacity index	
6.6.1.1.1.3.～6.6.1.1.2.1.（略）			6.6.1.1.1.3.～6.6.1.1.2.1.（略）		
6.6.1.1.2.2.	負荷能力指数 Load-capacity index		6.6.1.1.2.2.	負荷能力指数 Loadcapacity index	
6.6.1.1.2.3.～**17.**（略）			6.6.1.1.2.3.～**17.**（略）		
性能 Performance			**性能** Performance		
最小回転半径～燃料消費率（燃料電池自動車）（km/kg）（略）			最小回転半径～燃料消費率（燃料電池自動車）（km/kg）（略）		
	一充填走行距離（燃料電池自動車）（km） Running distance per refuelling(Fuel cell vehicle) (km)			（新設）	
	供給停止圧力（燃料電池自動車）（MPa） Fuel tank supply cut-off pressure(Fuel cell			（新設）	

	vehicle)（MPa）	
	認可使用可能バッテリーエネルギー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）（kWh） Certified usable battery energy(Electric vehicle,Plug-in hybrid vehicle)（kWh）	
自動車の構造等（追加項目）～備考（略）		

第２号様式の２（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

1．原動機（内燃機関）～23．内圧容器（略）

24-1 最高速度（km/h）～24-19 燃料消費率(燃料電池自動車)（km/kg）（略）	
24-20 一充填走行距離（燃料電池自動車）（km）	
24-21 供給停止圧力（燃料電池自動車）（MPa）	
24-22 認可使用可能バッテリーエネルギー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）（kWh）	
24-23 その他	

25.～27.（略）

第３号様式（略）

別記様式（特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

特定共通構造部の名称及び型式：（例）ニッポン ABC123

	特定共通構造部審査試験項目に対応する保安基準等	審査対象	チェック欄				詳細説明
			(車名及び型式) ニッポン ●●－DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●－DEF456		
			(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002	
１～52（略）							
53	第18条の２第２項	側面保					

	（新設）	
自動車の構造等（追加項目）～備考（略）		

第２号様式の２（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

1．原動機（内燃機関）～23．内圧容器（略）

24-1 最高速度（km/h）～24-19 燃料消費率(燃料電池自動車)（km/kg）（略）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
24-20 その他	

25.～27.（略）

第３号様式（略）

別記様式（特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

特定共通構造部の名称及び型式：（例）ニッポン ABC123

	特定共通構造部審査試験項目に対応する保安基準等	審査対象	チェック欄				詳細説明
			(車名及び型式) ニッポン ●●－DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●－DEF456		
			(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002	
１～52（略）							
53	第18条の２第４項	側面保					

	に定める基準に係るもの	護装置（車両）					
54～86（略）							
87	第32条第１項、第２項、第４項、第５項、第10項及び第11項に定める基準のうち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車を除く。）	前照灯					
88	第32条第１項、第２項、第４項、第５項及び第11項に定める基準のうち、前照灯に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に限る。）	前照灯（技術基準以外）					
89	第32条第１項、第４項、第７項、第８項、第10項、第11項及び第12項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係るもの						
90～91（略）							
92	第32条第13項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器（単品）					

	に定める基準に係るもの	護装置（車両）					
54～86（略）							
87	第32条第１項、第２項、第４項、第５項及び第10項に定める基準のうち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車を除く。）	前照灯					
88	第32条第１項、第２項、第４項、第５項及び第10項に定める基準のうち、前照灯に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に限る。）	前照灯（技術基準以外）					
89	第32条第１項、第４項、第７項、第８項、第10項及び第11項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係るもの						
90～91（略）							
92	第32条第12項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器（単品）					

93	第32条第14項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器(取付)					
94～125の６（略）							
125の7	第43条の11に定める基準に係るもの	眠気警報装置					
125の8	第43条の12に定める基準に係るもの	脇見警報装置					
126～135（略）							

備考１　第90号及び第91号については、該当する保安基準の条項を記載したものを別途提出する。

２～６（略）

附則１（略）

附則２　共通構造部（多仕様自動車）型式指定申請書等提出要領

附則３（略）

別表第１～別紙２－３（略）

別紙３　技術基準適合証明書様式例（第２関係）

令和　　年　　月　　日
Date:　　Y.　　M.　　D.

国　土　交　通　大　臣　殿
To: The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

技術基準適合証明書
Certificate of Conformity to Technical Standards

（略）

記載方法（略）

93	第32条第13項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器(取付)					
94～125の６（略）							
（新設）	（新設）	（新設）					
（新設）	（新設）	（新設）					
126～135（略）							

備考１　第88号及び第89号については、該当する保安基準の条項を記載したものを別途提出する。

２～６（略）

附則１（略）

附則２　共通構造部（多仕様自動車）型式指定申請書等提出要領

第１～第４（略）

別表第１～別紙２－３（略）

別紙３　技術基準適合証明書様式例（第２関係）

令和　　年　　月　　日
Date:　　Y.　　M.　　D.

国　土　交　通　大　臣　殿
To: The Minister for Land, Infrastructure, and Transport

技術基準適合証明書
Certificate of Conformity to Technical Standards

（略）

記載方法（略）

附則３（略） 附則４　共通構造部（多仕様自動車）の諸元表の記載要領 第１（略） 第２　項目別記載要領 １　諸元表第１号様式記載要領（略） ２　諸元表第２号様式の１記載要領 ①構造 各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。 1．車両構造上の一般的特徴 1.3.2．～1.6．（略） 1.8．運転位置：左／中央／右 運転者席の位置について、記載する。 2.～17．（略） ②性能 １．～７．（略） ８．一充電走行距離 電池のみを動力源として走行する多仕様自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した一充電走行距離又は協定規則第 154 号に基づいて測定した一充電走行距離を記載し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。ただし、特殊自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。 例 120（WLTCモード） 150（JC08モード） 500（JH25 モード） 17．LMH 燃料消費率 WLTC モード燃料消費率が測定された多仕様自動車（プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車を除く。）にあっては、審査事務規程別添の	附則３（略） 附則４　共通構造部（多仕様自動車）の諸元表の記載要領 第１（略） 第２　項目別記載要領 １　諸元表第１号様式記載要領（略） ２　諸元表第２号様式の１記載要領 ①構造 各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。 1．車両構造上の一般的特徴 1.3.2．～1.6．（略） 1.8．運転位置：左／右 運転者席の位置について、記載する。 2.～17．（略） ②性能 １．～７．（略） ８．一充電走行距離 電池のみを動力源として走行する多仕様自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した一充電走行距離又は協定規則第 154 号に基づいて測定した一充電走行距離を記載し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。ただし、特殊自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。 例 120（WLTCモード） 150（JC08モード） （新設） 17．LMH 燃料消費率 WLTC モード燃料消費率が測定された多仕様自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定

試験規程に基づいて測定をした各フェーズ固有値又は協定規則第 154 号に基づいて測定した各フェーズ固有値を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。 （ｱ）記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。 （ｲ）使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。 例　Ｌ： 20.5 Ｍ：23.4 Ｈ：26.8	をした各フェーズ固有値又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした各フェーズ固有値を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。 （ｱ）記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。 （ｲ）使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。 例　Ｌ： 20.5 Ｍ：23.4 Ｈ：26.8
18．　燃料消費率（燃料電池自動車）（略）	18．　燃料消費率（燃料電池自動車）（略）
19．一充填走行距離（燃料電池自動車） 圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて求めた一充填走行距離（燃料電池自動車）を記載し、走行モードを（ ）書で次の例により付記する。 走行距離の記載値は整数位までとし、20km 毎の倍数に切り捨てて記載する。 例　120（WLTC モード）	（新設）
20．供給停止圧力（燃料電池自動車） 圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づき圧縮水素ガスの供給停止判定条件として設定した圧力（MPa）を記載する。 供給停止圧力は小数第２位を四捨五入し、小数第１位まで記載又は小数第１位を四捨五入し、整数値まで記載する。	（新設）
21．認可使用可能バッテリーエネルギー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車） 電池のみを動力源として走行する自動車及びガソリン・電気、LPG・電気、軽油・電気又は水素・電気を燃料とする自動車であって、型式指定又は多仕様自動車に係るものについて、協定規則第 154 号、世界技術規則第 22 号及びそれらに基づく審査事務規程別添の試験規程の技術的要件による場合にあっては、認証時における車両の調整された測定使用可能バッテリーエネルギー	（新設）

(kWh)、世界技術規則第25　号及びそれに基づく審査事務規程別添の試験規程の技術的要件による場合にあっては、製作者が設計上定めた使用可能バッテリーエネルギー(kWh)を記載する。ただし、認可時に計測した使用可能バッテリーエネルギーは、当該申告値以上でなければならない。 　認可使用可能バッテリーエネルギーは有効数値４桁目を四捨五入し、有効数値３桁を記載する。	
③～④（略）	③～④（略）
３　諸元表第２号様式の２記載要領（略）	**３　諸元表第２号様式の２記載要領**（略）
1．～23．（略） **24．　性能** 24－１～24－19（略） 24－20　一充填走行距離（燃料電池自動車） 　　附則４　第２　２　②　19．に則り記載する。 24－21　供給停止圧力（燃料電池自動車） 　　附則４　第２　２　②　20．に則り記載する。 24－22　認可使用可能バッテリーエネルギー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車） 　　附則４　第２　２　②　21．に則り記載する。 **25．～27．**（略）	**1．～23．**（略） **24．　性能** 24－１～24－19（略） （新設） （新設） （新設） **25．～27．**（略）
附則５　電子申請を行う場合の共通構造部（多仕様自動車）諸元表等の書面の作成要領	**附則５　電子申請を行う場合の共通構造部（多仕様自動車）諸元表等の書面の作成要領**
第１～第３（略）	**第１～第３**（略）
別紙１　電子申請を行う際の添付書面作成要領	**別紙１**　電子申請を行う際の添付書面作成要領
１　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の１から56、59から64、66から70及び80から85に分けて分類する。 ２　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。 ３　電子申請時に添付するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は次表のとおり（半角、小文字）とする。 ４　45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付する	１　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の１から56、59から64、66から70及び80から82に分けて分類する。 ２　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。 ３　電子申請時に添付するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は次表のとおり（半角、小文字）とする。 ４　45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付する

こと。
5　２の添付書面については、TXT形式で提出すること。
6　81の添付書面については、EXCEL形式で提出すること。

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
１～82（略）			
83	FMVSSに適合していることを証する書面	PDF形式	fmvsstekigou
84	安全性確保及び公害防止に係る書面	PDF形式	anzenkakuho
85	改善措置を行う能力を有することを証する書面	PDF形式	kaizennouryoku

注）項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和２年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙２～別紙１－２（略）

附則６～附則７（略）

附　則
令和８年９月30日改正（国自審第1685号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和８年９月 30 日より施行する。
２．令和８年９月 30 日以降に別添 第２号様式の１を用いて共通構造部型式指定申請又は既指定共通構造部型式指定申請をする際、令和８年９月 30 日以前に型式を取得した共通構造部に搭載された変速機と同型の変速機の変速比の記載については、附則４ 第２ ２ ①構造 4.6.中「記載値は小数第３位までとし、第４位を四捨五入する。」とあるのは、「記載値は小数第３位までとし、第４位以下を切り捨てる。」と読み替えることができる。

こと。
5　２の添付書面については、TXT形式で提出すること。
6　81の添付書面については、EXCEL形式で提出すること。

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
１～82（略）			
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

注）項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和２年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙２～別紙１－２（略）

附則６～附則７（略）

（新設）

小型特殊自動車	農耕作業用のもの	±50	±30	±60	±200	
	上記以外のもの	±40	±20	±40	±100	
二輪自動車		±30	±20	±30	±10	
原動機付自転車	二輪を有するもの（側車付のものを含む）	±30	±20	±30	±10	
	上記以外のもの	±30	±20	±30	±40	

附則２～附則３（略）

附則４　自動車型式指定申請書等提出要領

第１～第４（略）

別表第１～別紙２－３（略）

別紙３　技術基準適合証明書様式例（第２関係）

令和　　年　　月　　日
Date:　　Y.　　M.　　D.

国　土　交　通　大　臣　殿
To: The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

技術基準適合証明書
Certificate of Conformity to Technical Standards

（略）

記載方法（略）

附則２～附則３（略）

附則４　自動車型式指定申請書等提出要領

第１～第４（略）

別表第１～別紙２－３（略）

別紙３　技術基準適合証明書様式例（第２関係）

令和　　年　　月　　日
Date:　　Y.　　M.　　D.

国　土　交　通　大　臣　殿
To: The Minister for Land, Infrastructure, and Transport

技術基準適合証明書
Certificate of Conformity to Technical Standards

（略）

記載方法（略）

附則４の２（略） 附則５　自動車等の諸元表の記載要領 第１（略） 第２　項目別記載要領 １（略） ２　自動車の構造等に係る第３号様式の１の記載要領 ①構造 各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。 1．車両構造上の一般的特徴 1.3.2．～1.6.（略） 1.8．運転位置：左／中央／右 運転者席の位置について、記載する。 2.～17.（略） ②性能 １．～６．（略） ７．一充電走行距離 電池のみを動力源として走行する自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定した一充電走行距離を記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度（km/h）を（　）書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。 例　120（WLTC モード） 150（JC08 モード）	附則４の２（略） 別添５　自動車等の諸元表の記載要領 第１（略） 第２　項目別記載要領 １（略） ２　自動車の構造等に係る第３号様式の１の記載要領 ①構造 各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。 1．車両構造上の一般的特徴 1.3.2.～1.6.（略） 1.8．運転位置：左／右 運転者席の位置について、記載する。 2.～17.（略） ②性能 １．～６．（略） ７．一充電走行距離 電池のみを動力源として走行する自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定した一充電走行距離を記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度（km/h）を（　）書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。 例　120（WLTC モード） 150（JC08 モード）

500（JH25 モード）	（新設）
８.～18.（略）	８.～18.（略）
19. LMH 燃料消費率 WLTC モード燃料消費率が測定された自動車（プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車を除く。）にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした各フェーズ固有値を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。 (ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。 (ｲ) 使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。 例 L：20.5 M：23.4 H：26.8	19. LMH 燃料消費率 WLTC モード燃料消費率が測定された自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした各フェーズ固有値を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。 (ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。 (ｲ) 使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。 例 L：20.5 M：23.4 H：26.8
20.燃料消費率（燃料電池自動車）（略）	20.燃料消費率（燃料電池自動車）（略）
21.一充填走行距離（燃料電池自動車） 圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて求めた一充填走行距離（燃料電池自動車）を記載し、走行モードを（　）書で次の例により付記する。 走行距離の記載値は整数位までとし、20km 毎の倍数に切り捨てて記載する。 例　120（WLTC モード）	（新設）
22.供給停止圧力（燃料電池自動車） 圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、審査事務	（新設）

規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づき圧縮水素ガスの供給停止判定条件として設定した圧力（MPa）を記載する。 　供給停止圧力は小数第２位を四捨五入し、小数第１位まで記載又は小数第１位を四捨五入し、整数値まで記載する。	
23．認可使用可能バッテリーエネルギー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車） 　電池のみを動力源として走行する自動車及びガソリン・電気、LPG・電気、軽油・電気又は水素・電気を燃料とする自動車であって、型式指定に係るものについて、協定規則第154 号、世界技術規則第22 号及びそれらに基づく審査事務規程別添の試験規程の技術的要件による場合にあっては、認証時における車両の調整された測定使用可能バッテリーエネルギー(kWh)、世界技術規則第25号及びそれに基づく審査事務規程別添の試験規程の技術的要件による場合にあっては、製作者が設計上定めた使用可能バッテリーエネルギー(kWh)を記載する。ただし、認可時に計測した使用可能バッテリーエネルギーは、当該申告値以上でなければならない。 　認可使用可能バッテリーエネルギーは有効数値４桁目を四捨五入し、有効数値３桁を記載する。	（新設）
３　自動車の構造等に係る第３号様式の２の記載要領（略）	３　自動車の構造等に係る第３号様式の２の記載要領（略）
４　自動車の構造等に係る第３号様式の３の記載要領 ４－１～31－９（略）	４　自動車の構造等に係る第３号様式の３の記載要領 ４－１～31－９（略）
31－10　一充填走行距離（燃料電池自動車） 　附則５　第２　２　②　21．に則り記載する。	（新設）
31－11　供給停止圧力（燃料電池自動車） 　附則５　第２　２　②　22．に則り記載する。	（新設）
31－12　認可使用可能バッテリーエネルギー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車） 　附則５　第２　２　②　23．に則り記載する。	（新設）
32－１～33－１（略）	32－１～33－１（略）

附則５の２ 電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領

第１～第３（略）

別紙１　電子申請を行う際の添付書面作成要領

1　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の１から 56、59 から 64、66 から 70 及び 80 から 85 に分けて分類する。
2　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
3　電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（ 半角、小文字）とする。
4　45 及び 55 の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
5　２の添付書面については、TXT 形式で提出すること。
6　81 の添付書面については、EXCEL 形式で提出すること。

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
１～80（略）			
81	特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲	EXCEL形式	souchihani
82	内部統制システムの概要を記載した書面	PDF形式	naibutousei
83	FMVSSに適合していることを証する書面	PDF形式	fmvsstekigou
84	安全性確保及び公害防止に係る書面	PDF形式	anzenkakuho
85	改善措置を行う能力を有することを証する書面	PDF形式	kaizennouryoku

注）　項番 64 及び 66 の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和２年国土交通省令第 66 号）第四条を示す。
備考　検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の認定に係る場合、添付書面名欄の「完成検査」を「出荷検査」に読み替える。

附則５の２ 電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領

第１～第３（略）

別紙１　電子申請を行う際の添付書面作成要領

1　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の１から 56、59 から 64、66 から 70、80 及び 82 に分けて分類する。
2　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
3　電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（ 半角、小文字）とする。
4　45 及び 55 の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
5　２の添付書面については、TXT 形式で提出すること。
（新設）

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
１～80（略）			
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
82	内部統制システムの概要を記載した書面	PDF形式	naibutousei
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

注）　項番 64 及び 66 の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和２年国土交通省令第 66 号）第四条を示す。
備考　検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の認定に係る場合、添付書面名欄の「完成検査」を「出荷検査」に読み替える。

別紙２～別表１－１（略）

別表１－２

自動車諸元表 CSV 化レコード項目一覧表（類別データ項目）

項番	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	バイト	属性	①～⑫	内容
１～52（略）							
53		空車重量（後軸重）（後後軸重）	V0500	5	半角	（略）	（略）
54～90（略）							
91	最高出力(kW/rpm)	最高出力	V0850	4	半角	（略）	・半角数字４桁以内（××××又は×.×の形式）で設定する。（原動機がない場合は設定不要） ・kW 単位で設定する。 ・10kW 未満は小数第１位まで、10kW 以上は整数値で記載する。
92～94（略）							
95	最大トルク(N・m/rpm)	最大トルク	V0890	4	半角	（略）	・半角数字４桁以内（××××又

別紙２～別表１－１（略）

別表１－２

自動車諸元表 CSV 化レコード項目一覧表（類別データ項目）

項番	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	バイト	属性	①～⑫	内容
１～52（略）							
53		空車重量（後軸重）（後前軸重）	V0500	5	半角	（略）	（略）
54～90（略）							
91	最高出力(kW/rpm)	最高出力	V0850	4	半角	（略）	・半角数字４桁以内（××××又は×.×の形式）で設定する。（原動機がない場合は設定不要） ・kW 単位で設定する。 ・10kW 未満は小数点第１位まで、10kW 以上は整数値で記載する。
92～94（略）							
95	最大トルク(N・m/rpm)	最大トルク	V0890	4	半角	（略）	・半角数字４桁以内（××××又

							は×.×の形式）で設定する。（原動機がない場合は設定不要） ・N･m 単位で設定する。 ・10Nm 未満は小数第１位まで、10Nm 以上は整数値で記載する。
96～152（略）							

附則６　自動車等の外観図の記載要領

１～２（略）

別表

区別／項目	対象		備考
	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車	その他の自動車	
寸法～灯火器類（略）			

							は×.×の形式）で設定する。（原動機がない場合は設定不要） ・N･m 単位で設定する。 ・10Nm 未満は小数点第１位まで、10Nm 以上は整数値で記載する。
96～152（略）							

附則６　自動車等の外観図の記載要領

１～２（略）

別表

区別／項目	対象		備考
	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車	その他の自動車	
寸法～灯火器類（略）			

乗車装置	乗車位置 座席幅 座席奥行 座席間隙	○ 	○ ○ ○ ○	二輪自動車（側車付きを含む。）及び二輪の原動機付自転車にあっては、記載を省略することができる。 設計標準位置の場合にあっては、数値に「(標準)」と付記すること。
後写鏡等	後写鏡の取付高さ並びに前車軸からの距離 直前確認鏡の取付高さ 直左確認鏡の取付高さ 直後確認鏡の取付高さ（車室外後写鏡に限る。）	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	二輪自動車（側車付きを含む。）及び二輪の原動機付自転車にあっては、記載を省略することができる。 ただし、構造・装置の概要説明書に詳細の記載を行った場合又は、後写鏡等と兼用する場合には省略することができる。
	直前直左右確認装置の取付高さ（車室外に備える確認鏡に限る。）	○	○	
トラックのキャブ幅等～連結装置等（略）				

（注）１．～３．（略）

別記様式１～別記様式２（略）

乗車装置	乗車位置 座席幅 座席奥行 座席間隙	○ 	○ ○ ○ ○	（新設） 設計標準位置の場合にあっては、数値に「(標準)」と付記すること。
後写鏡等	後写鏡の取付高さ並びに前車軸からの距離 直前確認鏡の取付高さ 直左確認鏡の取付高さ 直後確認鏡の取付高さ（車室外後写鏡に限る。）	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	（新設） ただし、構造・装置の概要説明書に詳細の記載を行った場合又は、後写鏡等と兼用する場合には省略することができる。
	直前直左右確認装置の取付高さ（車室外に備える確認鏡に限る。）	○	○	
トラックのキャブ幅等～連結装置等（略）				

（注）１．～３．（略）

別記様式１～別記様式２（略）

附則７～附則７の２（略）

附則９　輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合（指定製作者等に限る。）に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

保安基準、細目告示及び適用関係告示条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第11条第３項第１号～細目告示第67条（略）			
細目告示第67条の７第１項	眠気警報装置の技術基準	ECE 182 EEC 2021/1341	令和８年９月30日
細目告示第67条の８第１項	脇見警報装置の技術基準	ECE 183 EEC 2023/2590	令和８年９月30日
細目告示第68条第１項第２号～細目告示第70条（略）			

備考１～５（略）

附則 13～「一酸化炭素等発散防止装置の取扱要領」（略）

附則 16　検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領

第１～第４（略）

別記様式～別表第１（略）

別表第２（申請書等の添付書面・地方運輸局用）（第２関係）

整		提出時の注意事項	提　出　の　要　否

附則７～附則７の２（略）

附則９　輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

保安基準、細目告示及び適用整理告示条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第11条第３項第１号～細目告示第67条（略）			
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
細目告示第68条第１項第２号～細目告示第70条（略）			

備考１～５（略）

附則 13～「一酸化炭素等発散防止装置の取扱要領」（略）

附則 16　検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領

第１～第４（略）

別記様式～別表第１（略）

別表第２（申請書等の添付書面・地方運輸局用）（第２関係）

整		提出時の注意事項	提　出　の　要　否

理番号	添付書面の名称		検査対象外軽自動車に係る場合		原動機付自転車に係る場合		小型特殊自動車に係る場合（農耕作業用自動車等を除く。）
			二輪の自動車に係るとき	その他の自動車に係るとき	二輪の自転車に係るとき	その他の自転車に係るとき	
１～10（略）							
11	計算書						
	(1) 車わく強度計算書（最大積載量を有する自動車に限る。）	ストレンゲージ等による測定成績書をもってこれに代えることができる。		○		○	○
	(2)～(3)（略）						
12～25（略）							

備考１～４（略）

別紙～別紙２－３（略）

附則 17　検査対象外軽自動車等審査実施要領

本通達の別添３「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」に基づき、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下

理番号	添付書面の名称		検査対象外軽自動車に係る場合		原動機付自転車に係る場合		小型特殊自動車に係る場合（農耕作業用自動車等を除く。）
			二輪の自動車に係るとき	その他の自動車に係るとき	二輪の自転車に係るとき	その他の自転車に係るとき	
１～10（略）							
11	計算書						
	(1) 車わく強度計算書	ストレンゲージ等による測定成績書をもってこれに代えることができる。		○		○	○
	(2)～(3)（略）						
12～25（略）							

備考１～４（略）

別紙～別紙２－３（略）

附則 17　検査対象外軽自動車等審査実施要領

本通達の別添３「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」に基づき、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下

同じ。）が行うこととされている検査対象外軽自動車等が保安基準及び技術基準の規定に適合しているかどうかについての審査は、下記により実施する。

記

１．～２．（略）

別表第１

整理番号	試験項目の名称	審査時の注意事項	試験の要否		
			検査対象外軽自動車及び原動機付自転車に係る場合		小型特殊自動車（農耕作業用自動車等を除く。）に係る場合
			二輪の自動車及び二輪の自転車に係るとき	その他の自動車及び自転車に係るとき	
１～31（略）					
32	最高速度試験	最高速度が50キロメートル毎時を超える原動機付三・四輪自転車、二輪の自動車及び二輪の自転車に係る場合又は最高速度が13キロメートル毎時以下の小型特殊自動車であって附則16別表第２	○	○	○

同じ。）が行うこととされている検査対象外軽自動車等が保安基準及び技術基準の規定に適合しているかどうかについての審査は、下記により実施する。

記

１．～２．（略）

別表第１

整理番号	試験項目の名称	審査時の注意事項	試験の要否		
			検査対象外軽自動車及び原動機付自転車に係る場合		小型特殊自動車（農耕作業用自動車等を除く。）に係る場合
			二輪の自動車及び二輪の自転車に係るとき	その他の自動車及び自転車に係るとき	
１～31（略）					
32	最高速度試験	最高速度が50キロメートル毎時を超える原動機付三・四輪自転車及び最高速度が80キロメートル毎時を超える検査対象外軽自動車等に係る場合、又は最高速度が13キロメートル毎時以下の小型	○	○	○

		整理番号 11(3)最高速度計算書を提出した場合にあっては、実施を省略して差し支えない。			
33～40（略）					

備考１～４（略）

別紙～別記様式３（略）

附則 18（略）

附則 19　第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置に係る事務取扱要領

第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等については、この通達の附則 18「第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置」により規定しているが、事務取扱いについては、本取扱要領によること。

１．～２．（略）

３．適用の細目

(1) 附則 18　１．(1)中「最高速度については、60㎞/h 以下を目途に設計すること。」については、設計最高速度が 60㎞/h 以下であることをいう。

なお、設計最高速度を実測する場合の試験方法等は次によるものとする。

		特殊自動車であって附則 16 別表第２整理番号 11(3)最高速度計算書を提出した場合にあっては、実施を省略して差し支えない。			
33～40（略）					

備考１～４（略）

別紙～別記様式３（略）

附則 18（略）

附則 19　第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置に係る事務取扱要領

第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等については、この通達の附則 18「第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置」により規定しているが、事務取扱いについては、本取扱要領によること。

１．～２．（略）

３．適用の細目

(1) 附則 18　１．(1)中「最高速度については、60㎞/h 以下を目途に設計すること。」については、設計最高速度が 60㎞/h 以下であることをいう。

なお、設計最高速度を実測する場合の試験方法等は次によるものとする。

① 試験方法：審査事務規程 別添試験規程 最高速度試験（TRIAS99-002-02）に準じた方法とする。 ②（略） (2)（略） **４．その他、型式認定等審査の留意事項** (1)～(2)（略） （削除） （削除） （図削除） （削除） (3)（略） **別添**（略） **附則 20～附則 21**（略） **附　則** 令和８年９月 30 日改正（国自審第 1685 号） （適用時期） １．本改正規定は、令和８年９月 30 日より施行する。	① 試験方法：独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程（平成 28 年４月１日規程第２号）別添試験規程　最高速度試験（TRIAS99-002-01）に準じた方法とする。 ②（略） (2)（略） **４．その他、型式認定等審査の留意事項** (1)～(2)（略） (3) 速度計の速度目盛りの表示（文字）は、最大 60 km/h までとする。 「例示（指示針式）」 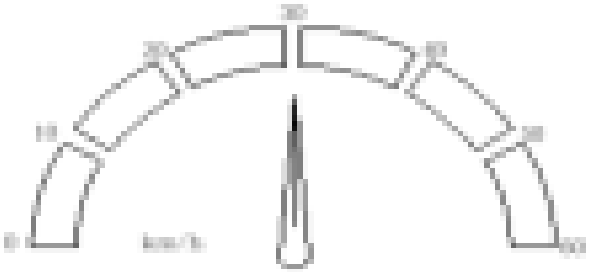 （30 km/h の表示は、中央付近が望ましい。） (4)（略） **別添**（略） **附則 20～附則 21**（略） （新設）

２．令和８年９月 30 日以降に別添１ 第３号様式の１又は第３号様式の２を用いて型式指定申請又は既指定自動車型式指定申請をする際、令和８年９月 30 日以前に型式を取得した車両に搭載された変速機と同型の変速機の変速比の記載については、附則５ 第２ ２ ①構造 4.6.及び同附則 第２ ３ ①構造 3.5.4.中「記載値は小数第３位までとし、第４位を四捨五入する。」とあるのは、「記載値は小数第３位までとし、第４位以下を切り捨てる。」と読み替えることができる。	

<table>
<tr>
<td>
第３号様式（変更届出書）（別紙３　第９第３項関係）
（略）
第４号様式（製作等廃止届）（別紙３　第９第５項関係）
（略）

第５号様式（COP ステートメント交付申請書）（別紙４　第５関係）

COP ステートメント交付申請書

国土交通大臣殿
年　　月　　日
<table>
<tr><td>特定装置の名称及び型式</td><td></td></tr>
<tr><td>該当する協定規則</td><td></td></tr>
<tr><td>申請者の氏名又は名称及び住所</td><td></td></tr>
<tr><td>主たる製作工場の名称及び所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td></td></tr>
</table>
（日本産業規格Ａ列４番）
</td>
<td>
第３号様式（変更届出書）
（略）
第４号様式（製作等廃止届）
（略）

（新設）
</td>
</tr>
</table>

備考　COP ステートメントの有効期間更新の場合はその旨を備考欄に記載すること。 第６号様式（COP ステートメント）（別紙４　第９関係） COP ステートメント *COP CERTIFICATE* 1958 年協定細目１に基づく 製造適合性の証明／証明の取消※1　について *Concerning* *certification / withdrawal※1 of certification of production* *with regard to Schedule of 1 of the Agreement E/ECE/TRANS/505/Rev.3* 下記に掲げる申請者が製造を行う工場において、生産の適合性を満たすために必要な手順が存在及び実行し、当該要件に適合していることを証明する／の証明を取り消す※1。 *The statement certifies/ is withdraw※1 that the manufacturer as below has had and implemented in the plants as below the necessary procedures to comply with the conformity of production/* 製造者の名称及び所在地： *Manufacturer's name and address：* 製作工場の名称及び所在地： *Address(es) of manufacturing plant(s):* 適用範囲：	（新設）

○共通構造部（協定規則第０号）型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 31 年３月 29 日付国自審第 2109 号）

令和８年９月 30 日改正
国自審第 1685 号
（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　後	現　　行
別添 共通構造部(協定規則第０号)型式認証実施要領 目次（略） 第１～第４（略） 第５　COP ステートメントに係る証明及び交付 第１　用語の定義 (1)～(33)　（略） (34)　「装置型式指定実施要領」とは、装置型式指定実施要領について（平成 10 年 11 月 12 日自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号）の別添をいう。 (35)　「COP ステートメント」とは、協定規則第０号について、協定の細目１（製造の適合性に関する手続）に基づく製造の適合性に関する証明書をいう。 第２～第４（略） 第５　COP ステートメントに係る証明及び交付 型式指定等の申請を行う者は、別添３に定めるところにより、COP ステートメントの交付を申請することができる。 別添１　共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領	別添 共通構造部(協定規則第０号)型式認証実施要領 目次（略） 第１～第４（略） （新設） 第１　用語の定義 (1)～(33)（略） （新設） 第２～第４（略） （新設） 別添１　共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領

第１～第 13（略）

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第４関係）

添付書面	記載要領等
１～７　（略）	（略）
８　申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又はCOPステートメントを取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）	１　（略） ２　（略） ３　COPステートメントを取得している場合は、当該COPステートメント（写し）を添付すること。
９～13　（略）	（略）

備考１～４　（略）

別紙１～第１号様式（略）

別記様式（略）

別添２　共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領

第１～第 13（略）

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第４関係）

添付書面	記載要領等
１～７　（略）	（略）
８　申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又は協定細目１（製造の適合性に関する手続き）に基づく適合証明書を取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）	１　（略） ２　（略） ３　協定細目１に基づく適合証明書を取得している場合は、適合証明書（写し）を添付すること。
９～13　（略）	（略）

備考１～４　（略）

別紙１～第１号様式（略）

別記様式（略）

別添２　共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領

第１～第17　（略）

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第８関係）

添付書面	記載要領等
１～７　（略）	（略）
８　申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又はCOPステートメントを取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）	１　（略） ２　（略） ３　COPステートメントを取得している場合は、当該COPステートメント（写し）を添付すること。
９～13　（略）	（略）

備考１～４（略）

別紙１～第五号様式（略）

別記様式（略）

別添３　COP ステートメントに係る証明実施要領

　製作者等は、COP ステートメントの交付を申請することができる。

COP ステートメントの交付申請については、装置型式指定実施要領別紙

第１～第17（略）

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第８関係）

添付書面	記載要領等
１～７　（略）	（略）
８　申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又は協定細目１（製造の適合性に関する手続き）に基づく適合証明書を取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）	１　（略） ２　（略） ３　協定細目１に基づく適合証明書を取得している場合は、適合証明書（写し）を添付すること。
９～13　（略）	（略）

備考１～４（略）

別紙１～第五号様式（略）

別記様式（略）

（新設）

４「COP ステートメント証明実施要領」に準じて取り扱うものとする。この場合において、別紙４中「協定規則」とあるのは「協定規則第０号」と、「特定装置」とあるのは「特定共通構造部」と、「既指定装置型式指定の申請」とあるのは「既指定共通構造部型式指定の申請」と、「装置指定規則第４条第２項第４号及び装置指定規則第４条第２項第５号に規定する書面」とあるのは「共通構造部指定規則第２条第１項第４号及び共通構造部指定規則第２条第１項第５号に規定する書面」と、「装置型式指定規則第８条」とあるのは「共通構造部指定規則第８条」と読み替えるものとする。

附則１～附則２（略）

附則３　共通構造部（IWVTA）型式認証申請書等提出要領

第１～第４（略）

別表（申請書等の添付書面）（第２関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
１～８	（略）	（略）
9	申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又はCOPステートメントを取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）	１　（略） ２　（略） ３　申請者がCOPステートメントを取得している事実を証する書面であっても差し支えなく、この場合は、当該COPステートメント（写し）を添付すること。

附則１～附則２（略）

附則３　共通構造部（IWVTA）型式認証申請書等提出要領

第１～第４（略）

別表（申請書等の添付書面）（第２関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
１～８	（略）	（略）
9	申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又は協定細目１（製造の適合性に関する手続き）に基づく適合証明書を取得している場合にあっては、取得している事実を証する書	１　（略） ２　（略） ３　申請者が協定細目１に基づく適合証明書を取得している事実を証する書面であっても差し支えなく、この場合は、適合証明書（写し）を添付すること。

10～15	（略）	（略）

備考（略）

別紙様式１（略）

附則４（略）

附則５　電子申請を行う場合の共通構造部（IWVTA）諸元表等の書面の作成要領

第１～第３（略）

別紙　電子申請を行う際の添付書面作成要領

1　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の１から56、59から64、66から70及び80から85に分けて分類する。
2　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
3　電子申請時に添付するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は次表のとおり（半角、小文字）とする。
4　45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
5　２の添付書面については、TXT形式で提出すること。
6　81の添付書面については、EXCEL形式で提出すること。

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
１～64（略）			
66	第四条第二項の基準に適合することを証する書面	PDF 形式	4jyoulkou
67	特定改造等の実施に係る権利を有していることを証明する書面	PDF 形式	kaizoukenri

	面に代えることができる。）	
10～15	（略）	（略）

備考（略）

別紙様式１（略）

附則４（略）

附則５　電子申請を行う場合の共通構造部（IWVTA）諸元表等の書面の作成要領

第１～第３（略）

別紙　電子申請を行う際の添付書面作成要領

1　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の１から56、59から64に分けて分類する。
2　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
3　電子申請時に添付するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は次表のとおり（半角、小文字）とする。
4　45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
（新設）
（新設）

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
１～64（略）			
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

68	不正行為防止の措置が適切に講じられていることを証する書面	PDF 形式	fuseiboushi	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
69	申請に係る業務管理システムの概要を記載した書面	PDF 形式	systemgaiyou	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
70	変更管理手順	PDF 形式	henkou	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
80	サイバーセキュリティ及びプログラム管理に係る適合証	PDF 形式	cybersecurity	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
81	特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲	EXCEL形式	souchihani	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
82	内部統制システムの概要を記載した書面	PDF形式	naibutousei	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
83	FMVSSに適合していることを証する書面	PDF形式	fmvsstekigou	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
84	安全性確保及び公害防止に係る書面	PDF形式	anzenkakuho	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
85	改善措置を行う能力を有することを証する書面	PDF形式	kaizennouryoku	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

附則６（略）

附　則（令和８年９月 30 日付け国自審第 1685 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和８年９月 30 日より施行する。

附則６（略）

（新設）

Scope：

国土交通省は、ISO9001 品質マネジメントシステムに基づくこれらの手順の評価を実施し、上記の規制への準拠を確認するための適切な取り決めと文書化された管理計画が存在することを確認した。

MLIT has assessed these procedures based on the ISO 9001 quality management system and confirmed the existence of adequate arrangements and documented control plans to verify compliance with the regulations referred to above.

証明書番号：

Statement number:

有効期間（開始）：　　有効期間（終了）：

Validity period from：　　Validity period to:

場所：

Place：

署名：

Signature：

備考：

Remark：

※1：該当しないものを抹消する。

Strike out what does not apply.

（日本産業規格Ａ列４番）

別添 21 一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準

第Ⅰ編 普通自動車、小型自動車及び検査対象軽自動車に備える一酸化炭素

別添 21 一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準

第Ⅰ編 普通自動車、小型自動車及び検査対象軽自動車に備える一酸化炭素

等発散防止装置の指定基準 １．～3.2.（略） 3.2.1. 第１分冊 申請書、提出書面一覧表及び別紙２に掲げる添付書面 3.2.2.～11.2.（略） 別紙１～別紙８（略） **第Ⅱ編　大型特殊自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置の指定基準** （略） 附　則（令和８年９月 30 日付け国自審第 1685 号） （施行期日） １．本改正規定は、令和８年９月 30 日より施行する。ただし、第８　１.のうち協定規則第 182 号、第 183 号の規定については令和８年 10 月 20 日より施行する。 ２．本改正規定による改正後の装置型式指定実施要領第８　２.、３.、４.、５.、６.、７.及び 89.に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。	等発散防止装置の指定基準 １．～3.2.（略） 3.2.1. 第１分冊 申請書、提出書面一覧表及び別紙２に掲げる添付書面のうち、別紙２－１中第４項を除く書面 3.2.2.～11.2.（略） 別紙１～別紙８（略） **第Ⅱ編　大型特殊自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置の指定基準** （略） （新設）

○共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）（平成 28 年 6 月 30 日付国自審第 534 号）

令和８年９月 30 日改正

国自審第 1685 号

（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　後

別添　共通構造部型式指定実施要領

目次～第14（略）

別表（略）～別紙２（略）

第１号様式（略）～第２号様式の２（略）

別記様式（特定共通構造部の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

特定共通構造部の名称及び型式：（例）ニッポン ABC123

	特定共通構造部審査試験項目に対応する保安基準等	審査対象	チェック欄				詳細説明
			(車名及び型式) ニッポン ●●－DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●－DEF456		
			(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002	
１～52（略）							
53	第18条の２第２項に定める基準に係るもの	側面保護装置（車両）					
54～86（略）							
87	第32条第１項、第２項、第４項、第５項、第10項及び第11項に定める基	前照灯					

現　　行

別添　共通構造部型式指定実施要領

目次～第14（略）

別表（略）～別紙２（略）

第１号様式（略）～第２号様式の２（略）

別記様式（特定共通構造部の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

特定共通構造部の名称及び型式：（例）ニッポン ABC123

	特定共通構造部審査試験項目に対応する保安基準等	審査対象	チェック欄				詳細説明
			(車名及び型式) ニッポン ●●－DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●－DEF456		
			(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002	
１～52（略）							
53	第18条の２第４項に定める基準に係るもの	側面保護装置（車両）					
54～86（略）							
87	第32条第１項、第２項、第４項、第５項及び第10項に定める基準のう	前照灯					

	準のうち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車を除く。）								ち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車を除く。）						
88	第32条第１項、第２項、第４項、第５項及び第11項に定める基準のうち、前照灯に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に限る。）	前照灯（技術基準以外）						88	第32条第１項、第２項、第４項、第５項及び第10項に定める基準のうち、前照灯に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に限る。）	前照灯（技術基準以外）					
89	第32条第１項、第４項、第７項、第８項、第10項、第11項及び第12項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係るもの							89	第32条第１項、第４項、第７項、第８項、第10項及び第11項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係るもの						
90～91（略）								90～91（略）							
92	第32条第13項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器（単品）						92	第32条第12項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器（単品）					
93	第32条第14項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器（取付）						93	第32条第13項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器（取付）					
94～125の６（略）								94～125の６（略）							
125の７	第43条の11に定める基準に係るもの	眠気警報装置						（新設）	（新設）	（新設）					
125の８	第43条の12に定める基準に係るもの	脇見警報装置						（新設）	（新設）	（新設）					

126～135（略）

備考１　第90号及び第91号については、該当する保安基準の条項を記載したものを別途提出する。

２～６（略）

附則１（略）

附則２　共通構造部型式指定申請書等提出要領

第１～第４（略）

別表第１～別紙様式２（略）

別紙３　技術基準適合証明書様式例（第２関係）

令和　　年　　月　　日
Date:　　Y.　　M.　　D.

国　土　交　通　大　臣　殿
To: The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

技術基準適合証明書
Certificate of Conformity to Technical Standards

（略）

記載方法（略）

附則３～附則４（略）

附則５　電子申請を行う場合の共通構造部諸元表等の書面の作成要領

第１～第３（略）

別紙１　電子申請を行う際の添付書面作成要領

126～135（略）

備考１　第88号及び第89号については、該当する保安基準の条項を記載したものを別途提出する。

２～６（略）

附則１（略）

附則２　共通構造部型式指定申請書等提出要領

第１～第４（略）

別表第１～別紙様式２（略）

別紙３　技術基準適合証明書様式例（第２関係）

令和　　年　　月　　日
Date:　　Y.　　M.　　D.

国　土　交　通　大　臣　殿
To: The Minister for Land, Infrastructure, and Transport

技術基準適合証明書
Certificate of Conformity to Technical Standards

（略）

記載方法（略）

附則３～附則４（略）

附則５　電子申請を行う場合の共通構造部諸元表等の書面の作成要領

第１～第３（略）

別紙１　電子申請を行う際の添付書面作成要領

1　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の１から56、59から64、66から70及び80から85に分けて分類する。
2　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
3　電子申請時に添付するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は次表のとおり（半角、小文字）とする。
4　45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
5　２の添付書面については、TXT形式で提出すること。
6　81の添付書面については、EXCEL形式で提出すること。

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
１～80（略）			
81	特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲	EXCEL形式	souchihani
82	内部統制システムの概要を記載した書面	PDF形式	naibutousei
83	FMVSSに適合していることを証する書面	PDF形式	fmvsstekigou
84	安全性確保及び公害防止に係る書面	PDF形式	anzenkakuho
85	改善措置を行う能力を有することを証する書面	PDF形式	kaizennouryoku

注）項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和２年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙２～別紙１－２（略）

附則６～附則７（略）

附　則
令和８年９月30日改正（国自審第1685号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和８年９月 30 日より施行する。

1　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の１から56、59から64、66から70、80及び82に分けて分類する。
2　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
3　電子申請時に添付するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は次表のとおり（半角、小文字）とする。
4　45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
（新設）
（新設）

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
１～80（略）			
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
82	内部統制システムの概要を記載した書面	PDF形式	naibutousei
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

注）項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和２年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙２～別紙１－２（略）

附則６～附則７（略）

（新設）

○輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付自審第 1255 号）

令和８年９月 30 日改正

国自審第 1685 号

（傍線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
別添　輸入自動車特別取扱制度

目次（略）

第１　用語の定義
本制度における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。
(1)～(5)（略）
(6)「世界技術規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定に基づいて作成された世界技術規則をいう。
(7)～(27)（略）

第２～第４（略）

別紙　輸入自動車特別取扱要領

目次～第11（略）

別表（届出書の添付書面の記載要領等）（第１関係）
<table>
<tr><th>添 付 書 面</th><th>記 載 要 領 等</th></tr>
<tr><td>１　車両諸元要目表</td><td>１　様式は、次によること。
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（以下「乗用車」という。）であって、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあっては第２号様式及び第３号様式の１
(2) 専ら乗用の用に供する二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては第</td></tr>
</table>
</td><td>
別添　輸入自動車特別取扱制度

目次（略）

第１　用語の定義
本制度における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。
(1)～(5)（略）
（新設）

(6)～(26)（略）

第２～第４（略）

別紙　輸入自動車特別取扱要領

目次～第11（略）

別表（届出書の添付書面の記載要領等）（第１関係）
<table>
<tr><th>添 付 書 面</th><th>記 載 要 領 等</th></tr>
<tr><td>１　車両諸元要目表</td><td>１　様式は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車にあっては第２号様式及び第３号様式、その他の自動車で２軸車にあっては第２号様式の１及び第３号様式、それ以外にあっては第２号様式の２及び第３号様式とする。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

		２号様式及び第３号様式の２ (3) 上記(1)及び(2)以外の自動車で２軸車にあっては第２号様式の１及び第３号様式の１ (4) 上記(1)～(3)以外の自動車にあっては第２号様式の２及び第３号様式の１ ２　第３号様式の１又は第３号様式の２にあっては、当該自動車に装着されていない装置の項目については削除することができる。 ３　記載要領は、附則５「車両諸元要目表の記載要領」の例によること。			また、第３号様式にあっては、当該自動車に装着されていない装置の項目については削除することができる。 ２　記載要領は、附則５「車両諸元要目表の記載要領」の例によること。
２　外観図及び外観写真		（略）	２　外観図及び外観写真		（略）
３　構造・装置の概要説明書		（略）	３　構造・装置の概要説明書		（略）
４　保安基準の規定に適合することを証する書面			４　保安基準の規定に適合することを証する書面		
	(1) 保安基準等適合検討書	保安基準及び細目告示の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。また、次に掲げる書面を添付すること。 （削除） ① 技術基準適合証明書（届出に係る自動車に適用される細目告示技術基準又は協定規則に適合していることを証した書面をいう。） 証明にあっては、適合している細目告示技術基準又は協定規則に対応する試験規程、附則12　別表に掲げる技術基準又は同等と認められる外国の試験方法を記載するものとする。 ただし、(2)の試験成績書が提出される試験については、適合してい		(1) 保安基準等適合検討書	保安基準及び細目告示の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。また、次に掲げる書面を添付すること。 ① 灯火三面図 ② 技術基準適合証明書（届出に係る自動車に適用される細目告示技術基準又は協定規則に適合していることを証した書面をいう。） 証明にあっては、適合している細目告示技術基準又は協定規則に対応する試験規程、附則12　別表に掲げる技術基準又は同等と認められる外国の試験方法を記載するものとする。 ただし、(2)の試験成績書が提出される試験については、適合してい

		ることの証明は必要ない。 ② 装置指定通知書等又は認定証の写しを添付するとともに指定装置等一覧表を添付すること（指定装置等に限る。）。			ることの証明は必要ない。 ③ 装置指定通知書等又は認定証の写しを添付するとともに指定装置等一覧表を添付すること（指定装置等に限る。）。
	(2) 試験成績書	（略）		(2) 試験成績書	（略）
	① 騒音試験 (a) 定常走行 (b) 加速走行 (c) 近接排気 ② 前面衝突時の乗員保護装置試験 ③ オフセット衝突時の乗員保護装置試験 ④ 側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑤ ポールとの側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑥ 歩行者頭部保護装置試験 ⑦ 歩行者頭部装置及び脚部保護装置試験 ⑧ 車両転覆時の乗員保護装置試験	（略）施行規則第36条第７項第３号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第１第３項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。 ②及び③の試験成績書については、同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。 また、１型式当たりの販売台数が５年間で1,000台以下のものにあっては、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について技術基準適合証明書の提出があった場合は、試験成績書の提出を要しない。		① 騒音試験 (a) 定常走行 (b) 加速走行 (c) 近接排気 ② 前面衝突時の乗員保護装置試験 ③ オフセット衝突時の乗員保護装置試験 ④ 側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑤ ポールとの側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑥ 歩行者頭部保護装置試験 ⑦ 歩行者頭部装置及び脚部保護装置試験 ⑧ 車両転覆時の乗員保護装置試験	施行規則第36条第７項第３号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第１第３項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。 ②及び③の試験成績書については、同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。 また、１型式当たりの販売台数が５年間で1,000台以下のものにあっては、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については４(1)②の技術基準適合証明書の提出があった場合は、試験成績書の提出を要しない。
	⑨ ガソリン自動車排出ガス試験 (a) ガソリン四輪自動車アイドリング、WLTCモード (b) JC08H+JC08C モード (c) JE05 モード (d) ガソリン二輪自動車アイドリング、二輪車モード又はWMTCモード	施行規則第36条第７項第３号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第１第３項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。		⑨ ガソリン自動車排出ガス試験 (a) ガソリン四輪自動車アイドリング、WLTCモード (b) JC08H+JC08C モード (c) JE05 モード (d) ガソリン二輪自動車アイドリング、二輪車モード又はWMTCモード	施行規則第36条第７項第３号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第１第３項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。

	⑩ ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験（暖機放置時及び終日保管時排出試験） ⑪ ガソリン自動車車載式故障診断装置試験	同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。		⑩ ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験（暖機放置時及び終日保管時排出試験） ⑪ ガソリン自動車車載式故障診断装置試験	同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。
	⑫ ディーゼル自動車排出ガス試験 (a) WLTC モード (b) JC08H+JC08C モード (c) WHTC モード及び WHSC モード (d) JE05 モード (e) 無負荷急加速黒煙 (f) 無負荷急加速光吸収係数 (g) ８モード黒煙	施行規則第36条第７項第３号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第１第３項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。		⑫ ディーゼル自動車排出ガス試験 (a) WLTC モード (b) JC08H+JC08C モード (c) WHTC モード及び WHSC モード (d) JE05 モード (e) 無負荷急加速黒煙 (f) 無負荷急加速光吸収係数 (g) ８モード黒煙	施行規則第36条第７項第３号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第１第３項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。

	⑬ ディーゼル自動車車載式故障診断装置試験 ⑭ 熱害試験 ⑮ 乗用車の制動装置試験 ⑯ トラック及びバスの制動装置試験 ⑰ トレーラの制動装置試験 ⑱ 二輪車等の制動装置試験 ⑲ 急制動試験 ⑳ 連結車両の制動作動おくれ試験 ㉑ 燃料ガス容器取付部試験 ㉒ガス容器及びガス容器附属品試験 (a) 燃料ガス気密・換気試験 (b) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (c) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (d) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (e) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (f) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス	⑬、⑮、⑲、㉔（前部霧灯試験、側方照射灯試験、番号灯試験、後退灯試験及び後部霧灯試験に限る。）、㉘、㉙、㉚及び㉜の試験成績書については、同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。 また、㉔（番号灯試験に限る。）、㉗（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く）、㉘、㉙及び㉚について技術基準適合証明書の提出があった場合は、試験成績書の提出を要しない。 さらに、㉕(a)(b)(d)の試験成績書については研究所が定める条件を満たす場合は、技術基準適合証明書に代えることができる。		⑬ ディーゼル自動車車載式故障診断装置試験 ⑭ 熱害試験 ⑮ 乗用車の制動装置試験 ⑯ トラック及びバスの制動装置試験 ⑰ トレーラの制動装置試験 ⑱ 二輪車等の制動装置試験 ⑲ 急制動試験 ⑳ 連結車両の制動作動おくれ試験 ㉑ 燃料ガス容器取付部試験 ㉒ガス容器及びガス容器附属品試験 (a) 燃料ガス気密・換気試験 (b) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (c) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (d) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (e) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (f) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス	⑬、⑮、⑲、㉔（前部霧灯試験、側方照射灯試験、番号灯試験、後退灯試験及び後部霧灯試験に限る。）、㉘、㉙、㉚及び㉜の試験成績書については、同等試験方法によって自動車製作者が試験を実施したものでも差し支えない。 また、㉔（番号灯試験に限る。）、㉗（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く）、㉘、㉙及び㉚にあっては、４(1)②の技術基準適合証明書の提出があった場合は、試験成績書の提出を要しない。 さらに、㉕の試験成績書については研究所が定める条件を満たす場合、４(1)②の技術基準適合証明書に代えることができる。

	容器試験 (g) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 ㉓ 燃料装置試験 (a) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (b) 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車 ㉔ 灯火装置試験 (a) 前照灯 (b) 前部霧灯 (c) 側方照射灯 (d) 番号灯 (e) 後退灯 (f) 後部霧灯 ㉕ 視界試験 (a) 直接前方視界試験 (b) 直前直左確認鏡試験 (c) 後退時車両直後確認装置試験 (d) 直前直左右確認装置試験 ㉖ 電力により作動する原動機を有する自動車の高電圧からの乗員保護に関する試験 (a) 高電圧からの乗員保護試験 (b) 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (c) オフセット前面衝			容器試験 (g) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 ㉓ 燃料装置試験 (a) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (b) 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車 ㉔ 灯火装置試験 (a) 前照灯 (b) 前部霧灯 (c) 側方照射灯 (d) 番号灯 (e) 後退灯 (f) 後部霧灯 ㉕ 視界試験 (a) 直接前方視界試験 (b) 直前直左確認鏡試験 (c) 後退時車両直後確認装置試験 (d) 直前直左右確認装置試験 ㉖ 電力により作動する原動機を有する自動車の高電圧からの乗員保護に関する試験 (a) 高電圧からの乗員保護試験 (b) 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (c) オフセット前面衝	

	突後の高電圧からの乗員保護試験 (d) 側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (e) ポールとの側面衝突時の高電圧からの乗員保護試験 (f) 衝突後の高電圧からの乗員保護試験 ㉗ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験 ㉘ 外装の試験 ㉙ 外装の手荷物積載用部品の試験 ㉚ 外装の電波送受信用アンテナの試験 ㉛ 電磁両立性試験 ㉜ WNTE試験			突後の高電圧からの乗員保護試験 (d) 側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (e) ポールとの側面衝突時の高電圧からの乗員保護試験 (f) 衝突後の高電圧からの乗員保護試験 ㉗ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験 ㉘ 外装の試験 ㉙ 外装の手荷物積載用部品の試験 ㉚ 外装の電波送受信用アンテナの試験 ㉛ 電磁両立性試験 ㉜ WNTE試験	
	㉝ 燃料消費率試験 (a) WLTC モード (b) JC08 モード (c) 重量車モード (d) JH25モード	施行規則第36条第７項第３号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第１第３項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。		㉝ 燃料消費率試験 (a) WLTC モード (b) JC08 モード (c) 重量車モード (d) JH25モード	施行規則第36条第７項第３号の規定に基づく登録試験機関、外国自動車試験機関若しくはこれらの試験を行うのに必要な組織、能力、経験及び設備を有している公的な試験機関等が発行したもの、又は本要領第１第３項の規定により自動車製作者若しくは研究所が発行したものとする。

㉞ サイバーセキュリティシステムに関する試験 ㉟ プログラム等改変システムに関する試験 ㊱ 自動運行装置に関する試験	公的試験機関又は研究所が発行した試験成績書
5　騒音及び排出ガスの品質管理説明書	（略）
6　届出者が自動車の販売を業とする者である場合は、自動車の製作者との間に締結した販売契約書の写し	（略）
7　車台番号の打刻届出書（写し）及び原動機の型式の打刻届出書（写し）	
8　不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	（略）
9　その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面 (1) 構造基準等適合検討書 (2) その他	（略）

備考１～２（略）

第１号様式～第２号様式の２（略）

第３号様式の１（車両諸元要目表）（第１関係）（用紙の大きさは、日本

㉞ サイバーセキュリティシステムに関する試験 ㉟ プログラム等改変システムに関する試験 ㊱ 自動運行装置に関する試験	公的試験機関又は研究所が発行した試験成績書
5　騒音及び排出ガスの品質管理説明書	（略）
6　届出者が自動車の販売を業とする者である場合は、自動車の製作者との間に締結した販売契約書の写し	（略）
7　車台番号の打刻届出書（写し）及び原動機の型式の打刻届出書（写し）	
8　不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	（略）
9　その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面 (1) 構造基準等適合検討書 (2) その他	（略）

備考１～２（略）

第１号様式～第２号様式の２（略）

（新設）

産業規格Ａ列４番とする。）

1.	車両構造上の一般的特徴 General construction characteristics of the vehicle		（新設）
1.3.2.	操舵軸数及び位置 Number and position of steered axles	軸数： Number of axles	（新設）
		位置： Position	
1.6.	原動機の位置と配置 Position and arrangement of the engine	位置： Position	（新設）
		配置： Arrangement	
1.8.	運転位置：左／中央／右 Hand of drive : left/center/right		（新設）
2.	質量及び寸法 Masses and dimensions		（新設）
2.3.1.	各操舵される車軸の輪距（mm） Track of each steered axle（mm）	前： Front	（新設）
		後： Rear	
2.3.2.	他の車軸の輪距（mm） Track of all other axles（mm）	前： Front	（新設）
		後： Rear	
2.8.	車両総重量の許容限度（kg） Permissible limit for Gross vehicle weight（kg）		（新設）
2.9.	各車軸の許容限度（kg） Permissible limit for each	前： Front	（新設）

	axle (kg)		
		後： Rear	
3.	動力装置 Propulsion energy converter		（新設）
3.2.	内燃機関 Internal combustion engine		（新設）
3.2.1.1.	作動原理及びサイクル Working principle and cycle	作動原理： Working principle	（新設）
		サイクル： Cycle	
3.2.1.2.	シリンダの数と配置 Number and arrangement of cylinders	シリンダ数： Number of cylinders	（新設）
		配置： Arrangement	
3.2.3.	燃料タンク Fuel tank(s)		（新設）
3.2.3.1.	主燃料タンク Service fuel tank(s)		（新設）
3.2.3.1.1.	主燃料タンクの数及び容量（L） Number and capacity of each tank (L)	数： Number	（新設）
		容量： Capacity	
3.2.3.2.	副燃料タンク Reserve fuel tank(s)		（新設）
3.2.3.2.1.	副燃料タンクの数及び容量（L） Number and capacity of each tank (L)	数： Number	（新設）
		容量： Capacity	
3.2.8.	吸気装置		（新設）

	Intake system		
3.2.8.1.	過給機の有無 Pressure charger: yes/no		（新設）
3.2.8.2.	インタークーラーの有無 Intercooler: yes/no		（新設）
3.2.9.	排気装置 Exhaust system		（新設）
3.2.9.4.	消音器の型式及び製作者 Make(s) and type(s) of exhaust silencer(s)	主消音器の型式： Type(s) of main silencer	（新設）
		主消音器の製作者： Make(s) of main silencer	
		副消音器の型式： Type(s) of sub-silencer	
		副消音器の製作者： Make(s) of sub-silencer	
3.2.9.5.	排気管開口部の位置 Location of the exhaust outlet		（新設）
3.2.12.	排出ガス発散防止対策 Measures taken against air pollution		（新設）
3.2.12.2.	排出ガス発散防止装置 Pollution control devices		（新設）
3.2.12.2.1.	触媒の有無 Catalytic converter: yes/no		（新設）
3.2.12.2.2.1.	酸素センサーの有無 Oxygen sensor: yes/no		（新設）
3.2.12.2.3.	二次空気供給装置の有無 Air injection: yes/no		（新設）
3.2.12.2.4.	排気ガス再循環装置の有無		（新設）

	Exhaust gas recirculation: yes/no		
3.2.12.2.5.	燃料蒸発ガス抑止装置の有無 Evaporative emissions control system: yes/no		（新設）
3.2.12.2.6.	微粒子除去装置の有無 Particulate trap: yes/no		（新設）
3.2.12.2.7.	車載式故障診断装置の有無 On-board-diagnostic system: yes/no		（新設）
3.2.12.2.8.	その他の装置 Other system		（新設）
3.3.	電動機 Electric machine		（新設）
3.3.1.	形式（巻線、励起） Type (winding, excitation)		（新設）
3.3.1.1.1.	最高出力（kW） Maximum net power (kW)		（新設）
3.3.1.1.2.	定格出力（kW） Rated power (kW)		（新設）
3.3.1.2.	作動電圧（V） Operating voltage (V)		（新設）
3.3.2.	充電式エネルギー貯蔵システム（REESS） REESS		（新設）
3.3.2.4.	位置 Position		（新設）
4.	変速機 Transmission		（新設）
4.2.	形式 Type		（新設）
4.5.	ギヤボックス Gearbox		（新設）
4.5.1.	形式		（新設）

	Type		
4.6.	変速比 Gear ratios		（新設）
4.7.	最大設計車速（km/h） Maximum vehicle design speed（km/h）		（新設）
5.	車軸 Axles		（新設）
5.3.	形式 Type	前： Front	（新設）
		後： Rear	
6.	緩衝装置 Suspension		（新設）
6.2.	各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計 Type and design of the suspension of each axle or group of axles or wheel	前： Front	（新設）
		後： Rear	
6.2.1.	レベル調整：有／無 Level adjustment: yes/no		（新設）
6.2.3.	駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for driving axle(s): yes/no	前： Front	（新設）
		後： Rear	
6.2.4.	非駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for non-driving axle(s): yes/no	前： Front	（新設）
		後： Rear	

6.6.1.	タイヤ／ホイールの組み合わせ Tyre/wheel combination(s)		（新設）
6.6.1.1.	車軸 Axles		（新設）
6.6.1.1.1.	前軸 Front axle		（新設）
6.6.1.1.1.1.	タイヤサイズ記号 Tyre size designation		（新設）
6.6.1.1.1.2.	負荷能力指数 Load-capacity index		（新設）
6.6.1.1.1.3.	速度区分記号 Speed category symbol		（新設）
6.6.1.1.1.4.	ホイールリムサイズ Wheel rim size (s)		（新設）
6.6.1.1.1.5.	ホイールオフセット Wheel off-set(s)		（新設）
6.6.1.1.2.	後軸 Rear axle		（新設）
6.6.1.1.2.1.	タイヤサイズ記号 Tyre size designation		（新設）
6.6.1.1.2.2.	負荷能力指数 Load-capacity index		（新設）
6.6.1.1.2.3.	速度区分記号 Speed category symbol		（新設）
6.6.1.1.2.4.	ホイールリムサイズ Wheel rim size (s)		（新設）
6.6.1.1.2.5.	ホイールオフセット Wheel off-set(s)		（新設）
6.6.1.2.	スペアホイール Spare wheel		（新設）
6.7.	タイヤ空気圧監視システム Tyre pressure monitoring system		（新設）
6.7.1.	装備：有／無		（新設）

	Presence: yes/no		
7.	かじ取装置 Steering		（新設）
7.2.	伝達及び制御 Transmission and control		（新設）
7.2.1.	かじ取装置の形式 Type of steering transmission	前： Front	（新設）
		後： Rear	
7.2.2.	かじ取装置の詳細 Linkage to wheels	前： Front	（新設）
		後： Rear	
7.2.3.	支援方法（有する場合） Method of assistance (if any)		（新設）
7.4.	緊急車線維持装置 Emergency lane-keeping system		（新設）
7.4.1.	装備：有／無 Presence: yes/no		（新設）
7.5.	車線逸脱警報装置 Lane Departure Warning System		（新設）
7.5.1.	装備：有／無 Presence: yes/no		（新設）
7.6.	補正操舵機能 Corrective Directional Control Function		（新設）
7.6.1.	装備：有／無 Presence: yes/no		（新設）
8.	制動装置 Brakes		（新設）
8.5.	ABS の装備の有無 Anti-lock braking system:		（新設）

	yes/no		
8.9.	制動装置の詳細 Brief description of the braking system	主ブレーキ： Main brake	（新設）
		駐車ブレーキ： Parking brake	
8.12.	衝突被害軽減制動制御装置 Advanced emergency braking system		（新設）
8.12.1.	装備：有／無 Presence: yes/no		（新設）
9.	車体 Bodywork		（新設）
9.3.	乗員ドア、ラッチ及びヒンジ Occupant doors, latches and hinges		（新設）
9.3.1.	ドア形状と数 Door configuration and number of doors		（新設）
9.9.	視野確保装置 Devices for indirect vision		（新設）
9.9.1.	後写鏡 Rear-view mirrors		（新設）
9.9.1.1.	製作者名 Make		（新設）
9.9.1.3.	バリアント Variant		（新設）
9.9.2.	後方等確認装置 Devices for indirect vision other than mirrors		（新設）
9.10.	乗車装置 Interior arrangement		（新設）
9.10.3.	座席 Seats		（新設）
9.10.3.1.1.	位置と配置		（新設）

	Location and arrangement		
9.12.2.	補助拘束装置の種類及び位置 Nature and position of supplementary restraint systems		（新設）
12.	その他 Miscellaneous		（新設）
12.8.	事故自動緊急通報装置 eCall-system		（新設）
12.8.1.	装備：有／無 Presence: yes/no		（新設）
12.9.	車両接近通報装置 Acoustic Vehicle Alerting System		（新設）
12.9.1.	装備：有／無 Presence: yes/no		（新設）
12.16.	事故情報計測記録装置 Event data recorder		（新設）
12.16.1.	装備：有／無 Presence: yes/no		（新設）
17.	自動運行装置の有無 Automated driving system: yes/no		（新設）
性能 Performance			（新設）
	制動停止距離(m)(初速(km/h)) Braking stopping distance(m)（Initial speed (km/h)）		（新設）
	JH25 モード燃料消費率 (km/Nm^{3}又は km/kg) JH25-mode fuel consumption rate (km/Nm^3 or km/kg)		（新設）
	都市間走行モード燃料消費率 （JH25 モード燃料消費率）		（新設）

	(km/L、km/Nm³又はkm/kg) Intercity highway-mode fuel consumption rate (JH25-mode fuel consumption rate) (km/L, km/Nm³ or km/kg)		
	LMH 燃料消費率（km/L） LMH fuel consumption rate (km/L)		（新設）

第３号様式の２（車両諸元要目表）（第１関係）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。） （新設）

1.	車両構造上の一般的特徴 General construction characteristics		（新設）
1.3.	車軸及び車輪の数 Number of axles and wheels		（新設）
1.3.1.	複輪を有する車軸 Axles with twinned wheels		（新設）
1.8.	動力性能 Propulsion unit performance		（新設）
1.8.1	最大設計車速（km/h） Declared maximum vehicle speed (km/h)		（新設）
2.	質量及び寸法 Masses and dimensions		（新設）
2.2.	車両寸法の範囲 Range of vehicle dimensions		（新設）
2.2.5.	輪距 Wheel tread		（新設）
2.2.5.1.	前部輪距（mm）： Front wheel tread (mm)		（新設）
2.2.5.2.	後部輪距（mm）： Rear wheel tread (mm)		（新設）
3.	原動機の一般特性		（新設）

	General powertrain characteristics		
3.2.	内燃機関 Combustion engine		（新設）
3.2.1.2.	作動原理 Working principle		（新設）
3.2.1.3.	サイクル Cycle		（新設）
3.2.1.4.	シリンダ Cylinders		（新設）
3.2.1.4.1.	数 Number		（新設）
3.2.1.4.2.	配置 Arrangement		（新設）
3.2.12.	排気システム及び制御 Exhaust system and control		（新設）
3.2.12.5.	排気騒音低減装置の型式、マーキング Type, marking of exhaust noise-abatement device(s)		（新設）
3.2.12.8.	繊維性材料を含有する排気騒音低減装置の有無 Exhaust noise-abatement device containing fibrous materials: yes/no		（新設）
3.3.	純電気、ハイブリッド電気推進及び制御装置 Pure electric and hybrid electric propulsion and control		（新設）
3.3.3.	電動機 Electric propulsion motor		（新設）
3.3.3.1.	電動機の数 Number of electric motors for propulsion		（新設）
3.3.3.2.	方式（巻線、励磁） Type (winding, excitation)		（新設）

3.3.4.	原動機用蓄電池 Propulsion batteries		（新設）
3.3.4.1.	主原動機用蓄電池 Primary propulsion battery		（新設）
3.3.4.1.1.	電池のセル数 Number of cells		（新設）
3.3.4.1.3.	容量（Ah） Capacity（Ah）		（新設）
3.3.4.1.4.	電圧（V） Voltage（V）		（新設）
3.3.4.2.	副原動機用蓄電池 Secondary propulsion battery		（新設）
3.3.4.2.1.	電池のセル数 Number of cells		（新設）
3.3.4.2.3.	容量（Ah） Capacity（Ah）		（新設）
3.3.4.2.4.	電圧（V） Voltage（V）		（新設）
3.3.5.	ハイブリッド電気自動車 Hybrid electric vehicle		（新設）
3.3.5.1.	エンジン又は電動機の組み合わせ Engine or motor combination		（新設）
3.3.5.2.	ハイブリッド電気自動車のカテゴリー Category of hybrid electric vehicle		（新設）
3.5.	動力伝達装置及び制御 Drive-train and control		（新設）
3.5.2.	クラッチ Clutch		（新設）
3.5.2.1.	方式 Method		（新設）
3.5.3.	変速機 Transmission		（新設）

3.5.3.3.	方式 Method		（新設）
3.5.4.	変速比 Gear ratios		（新設）
3.7.	緩衝装置及び制御 Suspension and control		（新設）
3.7.1.	懸架装置及びその制御システムの概要説明 Brief description and schematic drawing of suspension and its control system		（新設）
3.7.6.	ショック・アブソーバーの有無 Shock absorbers: yes/no		（新設）
4.	環境性能に関する一般情報 General information on environmental and propulsion performance		（新設）
4.1.	排出ガス発散防止装置 Tailpipe emission-control system		（新設）
4.1.2.	触媒コンバータ Catalytic converter		（新設）
4.1.2.1.	数 Number		（新設）
4.1.2.9.	位置 Location		（新設）
4.1.3.2.	酸素センサーの位置 Oxygen sensor location		（新設）
4.1.4.1.	二次空気供給装置及びその制御システムの概要説明 Brief description and schematic drawing of the secondary air-injection system and its control system		（新設）

4.1.5.1.	排気ガス再循環装置及びその制御システムの概要説明 Brief description and schematic drawing of the EGR system and its control system		（新設）
4.1.6.3.	微粒子除去装置及びその制御システムの概要説明 Brief description and schematic drawing of the particulate filter and its control system		（新設）
4.1.8.	その他の排出ガス発散防止装置 Additional tailpipe emission-control devices		（新設）
4.1.8.1.	作動原理 Working principle		（新設）
4.2.	ブローバイ・ガス還元装置 Crankcase emission control system		（新設）
4.2.1.	ブローバイ・ガス還元装置の構成 Configuration of crank-case gas recycling system		（新設）
4.3.	燃料蒸発ガス抑止装置 Evaporative emission control system		（新設）
4.3.1.	燃料蒸発ガス抑止装置の有無 Evaporative emissions control system: yes/no		（新設）
6.	安全機能に関する情報 Information on functional safety		（新設）
6.2.	制動装置 Braking systems		（新設）
6.2.2.1.	前輪、後輪及び側車の制動装置 Front, rear and sidecar brakes		（新設）
6.2.2.2.	駐車ブレーキ Parking braking system		（新設）
6.2.2.3.	その他の制動装置		（新設）

	Any additional braking system		
6.2.4.	ABS／CBS Anti-lock/Combined braking system		（新設）
6.2.4.1.	ABS の装備の有無 Anti-lock braking system: yes/no		（新設）
6.2.4.2.	CBS の装備の有無 Combined braking system: yes/no		（新設）
6.2.4.3.	ABS 及び CBS の装備の有無 Anti-lock and combined braking system: yes/no		（新設）
6.12.	後方視認 Rearward visibility		（新設）
6.12.1.	後写鏡 Rear-view mirrors		（新設）
6.12.1.1.	後写鏡の位置 Rearview mirror position		（新設）
6.12.2.	後写鏡以外の間接視界装置 Devices for indirect vision other than mirrors		（新設）
6.12.2.1.	装置の説明 Description of the device		（新設）
6.18.	タイヤ／ホイールの組み合わせ Tyres/wheels combination		（新設）
6.18.1.	タイヤ Tyres		（新設）
6.18.1.1.	タイヤサイズ記号 Size designation		（新設）
6.18.1.1.1.	前軸 Front axle		（新設）
6.18.1.1.2.	後軸 Rear axle		（新設）
6.18.1.1.3.	側車 Sidecar		（新設）
6.18.1.2.	負荷能力指数	前軸：	（新設）

	Load-capacity index	Front axle	
		後軸： Rear axle	
		側車： Sidecar	
6.18.1.3.	速度区分記号 Speed category symbol	前軸： Front axle	（新設）
		後軸： Rear axle	
		側車： Sidecar	
6.18.2.	ホイール Wheels		（新設）
6.18.2.1.	ホイールリムサイズ Rim size(s)	前軸： Front axle	（新設）
		後軸： Rear axle	
		側車： Sidecar	
7.	車両構造に関する情報 Information on vehicle construction		（新設）
7.5.1.	燃料タンク Fuel tank(s)		（新設）
7.5.1.1.	主燃料タンク Main fuel tank(s)		（新設）
7.5.1.1.1.	主燃料タンクの容量（L） Maximum capacity（L）		（新設）
7.5.1.2.	副燃料タンク Reserve fuel tank(s)		（新設）
7.5.1.2.1.	副燃料タンクの容量（L） Maximum capacity（L）		（新設）
7.6.	車載式故障診断装置の機能要件 On-board diagnostics functional requirements		（新設）

7.6.1.1.	車載式故障診断装置の有無 On-board diagnostics system : yes/no	
性能 Performance		
	制動停止距離（m）（初速（km/h）） Braking stopping distance (m) (Initial speed (km/h))	

（新設）

（新設）

（新設）

（削除）

第３号様式（車両諸元要目表）（第１関係）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

第４号様式～第６号様式（略）

附則１～附則３（略）

附則４　輸入自動車特別取扱届出書等の提出要領

輸入自動車特別取扱要領（以下「取扱要領」という。）第１第１項の規定による輸入自動車特別取扱届出書、第６の規定による輸入自動車特別取扱変更届出書（以下「届出書」と総称する。）及びその添付書面についての提出方法は、次によるものとする。

１．届出書の作成と提出先等

(1) 届出書及びその添付書面の作成

届出者は、届出書及びその添付書面を次に掲げる２分冊に区分して作成すること。

ただし、変更届出であって、構造装置以外の変更にあっては第１分冊のみを作成すればよい。

また、電子申請を行った場合には、電子申請により提出した書面については第２分冊の提出を省略することができる。

第１分冊	(1) 届出書
	(2) 別記様式の提出書面一覧表

第４号様式～第６号様式（略）

附則１～附則３（略）

附則４　輸入自動車特別取扱届出書等の提出要領

輸入自動車特別取扱要領（以下「取扱要領」という。）第１第１項の規定による輸入自動車特別取扱届出書、第６の規定による輸入自動車特別取扱変更届出書（以下「届出書」と総称する。）及びその添付書面についての提出方法は、次によるものとする。

１．届出書の作成と提出先等

(1) 届出書及びその添付書面の作成

届出者は、届出書及びその添付書面を次に掲げる２分冊に区分して作成すること。

ただし、変更届出であって、構造装置以外の変更にあっては第１分冊のみを作成すればよい。

また、電子申請を行った場合には、電子申請により提出した書面については第２分冊の提出を省略することができる。

第１分冊　届出書、別記様式の提出書面一覧表及び別表第１の添付書面

	(3) 別表第１の添付書面
第２分冊	(1) 届出書の写し
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第２の添付書面

(2)～(3)（略）

２．届出資料の提出（略）

別表第１　（届出書の添付書面・審査・リコール課用）

整理番号	添付書類の名称	提出時の注意事項等
1	車両諸元要目表	
2	外観図及び外観写真	灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。
3	構造装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の概要説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ① 新規届出又は変更届出の別 ② 車名、型式、原動機の型式及び総排気量（総排気量が変化するものにあっては、その範囲）並びに燃料の種類 ③ 種別、通称名、用途及び形状 ④ 適用される排出ガス規制年 ⑤ 規制適用日前に規制対応した基準 ⑥ 変更届出の場合は構造変更経緯の内容 ⑦ 新技術として採用した技術 ⑧ 旅客運送事業用自動車として適合していない項目

第２分冊 届出書の写し、別記様式の提出書面一覧表及び別表第２の添付書面

(2)～(3)（略）

２．届出資料の提出（略）

別表第１　（届出書の添付書面・審査・リコール課用）

整理番号	添付書類の名称	提出時の注意事項等
1	車両諸元要目表	
2	外観図及び外観写真	（新設）
3	構造装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の概要説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ① 新規届出又は変更届出の別 ② 車名、型式、原動機の型式及び総排気量（総排気量が変化するものにあっては、その範囲）並びに燃料の種類 ③ 種別、通称名、用途及び形状 ④ 適用される排出ガス規制年 ⑤ 規制適用日前に規制対応した基準 ⑥ 変更届出の場合は構造変更経緯の内容 ⑦ 新技術として採用した技術 ⑧ 旅客運送事業用自動車として適合していない項目

		⑨抜取り頻度の緩和の有無 ⑩ 自動運行装置の機能の概要 ⑪ 協定規則第 171 号を適用する自動車にあっては、搭載される運行補助機能（当該機能が協定規則に基づき認可を受けている場合、当該規則名も記載すること）			⑨抜取り頻度の緩和の有無 ⑩ 自動運行装置の機能の概要 ⑪ 協定規則第 171 号を適用する自動車にあっては、搭載される運行補助機能（当該機能が協定規則に基づき認可を受けている場合、当該規則名も記載すること）
	(2) 改善措置事項説明書			(2) 改善措置事項説明書	
	(3) 検査時に注意する事項	検査時に注意する事項として、記載する内容は当面以下の内容のうち該当するものとする。 （削除）		(3) 検査時に注意する事項	検査時に注意する事項として、記載する内容は当面以下の内容のうち該当するものとする。 ① 騒音防止対策説明（自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。）協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）にあっては、当該装置が作動する回転数及び近接排気騒音の測定回転数を記載すること。ただし、原動機

		（削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除）			の回転数を加速ペダルの操作により規定の測定回転数に調整できないものについては、当該装置が作動する回転数を記載すること。 ② 排出ガス対策説明 ③ 高電圧からの乗車人員保護対策説明 ④ かじ取装置の横滑り量の特例を受ける自動車の説明（協定規則第 79 号に適合しているものを除く。） ⑤ 常時四輪駆動車などマルチテスター使用を前提とした自動車の説明 ⑥ ハイブリッド自動車のアイドリングストップしない方法の説明 ⑦ 二輪自動車のアイドリング運転における排出ガス測定方法の説明 ⑧ 突入防止装置、ステー形状及び寸法一覧表（「突入を防止する車体構造」の場合にあっては、突入防止装置の構造等の説明） ⑨ 前部潜り込みを防止する車体構造の構造等の説明 ⑩ 大型貨物自動車スピードリミッタの確認方法 ⑪ 有機ガラス（JIS マーク無）の確認方法 ⑫ 最大安定傾斜角度測定時のエアサスペンション調整に係る説明(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く) ⑬ ブレーキ適合カテゴリ(協定規則第 13 号適用車(軽自動車を除く)のみ) ⑭ 指定装置等一覧表 ⑮ かじ取装置適合カテゴリ（協定規則第 79 号適用車（乗用車（乗車定員 9 人以

		（削除） （削除） （削除） ① ブレーキテスタによる検査時に注意する事項 ② スピードメータテスタによる検査時に注意する事項 ③ ヘッドライトテスタによる検査時に注意する事項 ④ 排出ガステスタによる検査時に注意する事項 ⑤ OBD 検査時に注意する事項 ⑥ 消音器その他の騒音防止装置に係る説明 （自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある			下に限る。）及び 3.5t 以下の貨物自動車（軽自動車に限る。）を除く。）） ⑯ 車両接近通報装置が故障していることを示す表示灯等の説明（当該表示灯等が装備されている場合に限る。） ⑰ 後退時車両直後確認装置の説明 （協定規則第 158 号の規則 6.、15.（15.2.1.1.を除く。）、16.及び 17.に定める基準に適合するものとしてカメラ装置の取付位置の範囲を指定した指定装置等又はカメラ装置の取付位置の範囲を指定して輸入自動車特別取扱の届出をした自動車にあっては、カメラ及び画像表示装置の一覧表を添付する。） ⑱ 電動機の型式のラベルの様式及び標示位置の説明（ラベルを標示する場合に限る。） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）

		場合は表示位置を記載すること。）協定規則第 51 号第 3 改訂版補足第 6 改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）にあっては、当該装置が作動する回転数及び近接排気騒音の測定回転数を記載すること。ただし、原動機の回転数を加速ペダルの操作により規定の測定回転数に調整できないものについては、当該装置が作動する回転数を記載すること。 ⑦ ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置に係る説明 ⑧ 突入防止装置の構造等の説明 ⑨ 前部潜り込み防止装置の構造等の説明 ⑩ 速度抑制装置の確認方法 ⑪ 最大安定傾斜角度測定時のエアサスペンション調整に係る説明（乗車定員 10 人以下の乗用自動車を除く。） ⑫ ブレーキ適合カテゴリ（UN R13 が適用される自動車に限る。） ⑬ けん引自動車の仕様説明 ⑭ 車両後退通報装置の認証情報（単品認証と車両認証の別） ⑮ 後退時車両直後確認装置の説明（協定			（新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）

		規則第158号の規則6.、15.（15.2.1.1.を除く。）、16.及び 17.に定める基準に適合するものとしてカメラ装置の取付位置の範囲を指定した指定装置等又はカメラ装置の取付位置の範囲を指定して輸入自動車特別取扱の届出をした自動車にあっては、カメラ及び画像表示装置の一覧表を添付する。） ⑯ 多軸を有する自動車の重量分布の計算式 ⑰ 指定装置等一覧表
4	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	（略）
5	販売契約書（写し）	
6	車台番号の打刻届出書（写し）及び原動機の型式の打刻届出書（写し）	
7	能力基準適合証明書の写し	（略）
8	不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	（略）

別表第２（届出書の添付書面・自動車審査部用）

整理番号	添付書類の名称	提出時の注意事項等

		（新設） （新設）
4	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	（略）
5	販売契約書（写し）	
6	車台番号の打刻届出書（写し）及び原動機の型式の打刻届出書（写し）	
7	能力基準適合証明書の写し	（略）
8	不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	（略）

別表第２（届出書の添付書面・自動車審査部用）

整理番号	添付書類の名称	提出時の注意事項等

1	車両諸元要目表	
2	外観図及び外観写真	灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。
3	構造装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の概要説明書	（略）
	(2) 騒音防止対策説明	（略）
	(3) 排出ガス対策説明	（略）
	（削除）	
	（削除）	（削除）
	（削除）	（削除）
	(4) 改善措置事項説明書	
4	保安基準の規定に適合することを証する書面	
	(1) 保安基準等適合検討書（指定装置等を装着している自動車にあっては、装置指定通知書等又は認定証の写並びに指定装置等一覧表を添付すること。）	指定装置等を装着している場合であって、協定規則に基づく認定証の写しを提出する際、当該装置の車両への取付けに係る認定証の提出によって、当該装置単品の保安基準適合性が明らかなものにあっては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。
	（削除）	
	(2) 技術基準適合証明書	別紙３に様式例を示す。
	(3) 試験成績書	装置指定通知書等又は認定証の写しの

1	車両諸元要目表	
2	外観図及び外観写真	（新設）
3	構造装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の概要説明書	（略）
	(2) 騒音防止対策説明	（略）
	(3) 排出ガス対策説明	（略）
	(4) 高電圧からの乗車人員保護対策説明	
	(5) かじ取装置の横滑り量の特例を受ける自動車の説明	協定規則第 79 号に適合しているものを除く。
	(6) 電動機型式のラベル説明	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容を含むものとする。 ① ラベルの標示位置及び様式 ② ラベルに記載する電動機の型式及び打刻の位置
	(7) 改善措置事項説明書	
4	保安基準の規定に適合することを証する書面	
	(1) 保安基準等適合検討書（指定装置等を装着している自動車にあっては、装置指定通知書等又は認定証の写並びに指定装置等一覧表を添付すること。）	（新設）
	(2) 灯火三面図	
	(3) 技術基準適合証明書	（新設）
	(4) 試験成績書	装置指定通知書等又は認定証の写しの

	① 騒音試験 (a) 定常走行 (b) 加速走行 (c) 近接排気 ② 前面衝突時の乗員保護試験 ③ オフセット衝突時の乗員保護試験 ④ 側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑤ ポールとの側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑥ 歩行者頭部保護試験 ⑦ 歩行者頭部及び脚部保護試験 ⑧ 車両転覆時の乗員保護装置試験 ⑨ ガソリン自動車排出ガス試験 (a) ガソリン四輪自動車アイドリング、WLTC モード (b) JC08H+JC08C モード (c) JE05 モード (d) ガソリン二輪自動車アイドリング、二輪車モード又は WMTC モード ⑩ ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験(暖機放置時及び終日保管時排出試験) ⑪ ガソリン自動車車載	提出がある場合には当該試験成績書の提出は要しない。 ⑫(e)の書面については、ディーゼル自動車であって、平成17年排出ガス規制以前の規制の適用を受ける場合に限る。 ㊱の書面については、自動運行装置を備えている場合に限る。		① 騒音試験 (a) 定常走行 (b) 加速走行 (c) 近接排気 ② 前面衝突時の乗員保護試験 ③ オフセット衝突時の乗員保護試験 ④ 側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑤ ポールとの側面衝突時の乗員保護装置試験 ⑥ 歩行者頭部保護試験 ⑦ 歩行者頭部及び脚部保護試験 ⑧ 車両転覆時の乗員保護装置試験 ⑨ ガソリン自動車排出ガス試験 (a) ガソリン四輪自動車アイドリング、WLTC モード (b) JC08H+JC08C モード (c) JE05 モード (d) ガソリン二輪自動車アイドリング、二輪車モード又は WMTC モード ⑩ ガソリン自動車燃料蒸発ガス試験(暖機放置時及び終日保管時排出試験) ⑪ ガソリン自動車車載	提出がある場合には当該試験成績書の提出は要しない。 ⑫(e)の書面については、ディーゼル自動車であって、平成17年排出ガス規制以前の規制の適用を受ける場合に限る。 ㊱の書面については、自動運行装置を備えている場合に限る。

	式故障診断装置試験 ⑫ ディーゼル自動車排出ガス試験 (a) WLTC モード (b) JC08H+JC08C モード (c) WHTC モード及び WHSC モード (d) JE05 モード (e) 無負荷急加速黒煙 (f) 無負荷急加速光吸収係数 (g) ８モード黒煙 ⑬ ディーゼル自動車車載式故障診断装置試験 ⑭ 熱害試験 ⑮ 乗用車の制動装置試験 ⑯ トラック及びバスの制動装置試験 ⑰ トレーラの制動装置試験 ⑱ 二輪車等の制動装置試験 ⑲ 急制動試験 ⑳ 連結車両の制動作動おくれ試験 ㉑ 燃料ガス容器取付部試験 ㉒ ガス容器及びガス容器附属品試験 (a) 燃料ガス気密・換気試験 (b) 圧縮水素ガスを燃			式故障診断装置試験 ⑫ ディーゼル自動車排出ガス試験 (a) WLTC モード (b) JC08H+JC08C モード (c) WHTC モード及び WHSC モード (d) JE05 モード (e) 無負荷急加速黒煙 (f) 無負荷急加速光吸収係数 (g) ８モード黒煙 ⑬ ディーゼル自動車車載式故障診断装置試験 ⑭ 熱害試験 ⑮ 乗用車の制動装置試験 ⑯ トラック及びバスの制動装置試験 ⑰ トレーラの制動装置試験 ⑱ 二輪車等の制動装置試験 ⑲ 急制動試験 ⑳ 連結車両の制動作動おくれ試験 ㉑ 燃料ガス容器取付部試験 ㉒ ガス容器及びガス容器附属品試験 (a) 燃料ガス気密・換気試験 (b) 圧縮水素ガスを燃	

	料とする自動車のガス容器試験 (c) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (d) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (e) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (f) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (g) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 ㉓ 燃料装置試験 (a) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (b) 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車 ㉔ 灯火装置試験 (a) 前照灯 (b) 前部霧灯 (c) 側方照射灯 (d) 番号灯 (e) 後退灯 (f) 後部霧灯 ㉕ 視界試験 (a) 直接前方視界試験 (b) 直前直左確認鏡試験			料とする自動車のガス容器試験 (c) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (d) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (e) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 (f) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器試験 (g) 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器附属品試験 ㉓ 燃料装置試験 (a) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (b) 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車 ㉔ 灯火装置試験 (a) 前照灯 (b) 前部霧灯 (c) 側方照射灯 (d) 番号灯 (e) 後退灯 (f) 後部霧灯 ㉕ 視界試験 (a) 直接前方視界試験 (b) 直前直左確認鏡試験	

	(c) 後退時車両直後確認装置試験 (d) 直前直左右確認装置試験 ㉖ 電力により作動する原動機を有する自動車の高電圧からの乗員保護に関する試験 (a) 高電圧からの乗員保護試験 (b) 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (c) オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (d) 側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (e) ポールとの側面衝突時の高電圧からの乗員保護試験 (f) 衝突後の高電圧からの乗員保護試験 ㉗ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験 ㉘ 外装の試験 ㉙ 外装の手荷物積載用部品の試験 ㉚ 外装の電波送受信用アンテナの試験 ㉛ 電磁両立性試験 ㉜ WNTE 試験			(c) 後退時車両直後確認装置試験 (d) 直前直左右確認装置試験 ㉖ 電力により作動する原動機を有する自動車の高電圧からの乗員保護に関する試験 (a) 高電圧からの乗員保護試験 (b) 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (c) オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (d) 側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (e) ポールとの側面衝突時の高電圧からの乗員保護試験 (f) 衝突後の高電圧からの乗員保護試験 ㉗ 衝突時等における燃料漏れ防止に関する試験 ㉘ 外装の試験 ㉙ 外装の手荷物積載用部品の試験 ㉚ 外装の電波送受信用アンテナの試験 ㉛ 電磁両立性試験 ㉜ WNTE 試験	

	㉝ 燃料消費率試験 ㉞ サイバーセキュリティシステムに関する試験 ㉟ プログラム等改変システムに関する試験 ㊱ 自動運行装置に関する試験	
5	能力基準適合証明書の写し	（略）
6	細目告示第20条第３項で定めるガス容器及びガス容器附属品の材料を示す書面	（略）
7	その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面	（略）

別記様式（略）

別紙

指定装置等一覧表

番号	装置名	指定番号（認定番号）	備考

備考(1) 当該届出の型式に含まれる指定装置等を全て記載すること。

	㉝ 燃料消費率試験 ㉞ サイバーセキュリティシステムに関する試験 ㉟ プログラム等改変システムに関する試験 ㊱ 自動運行装置に関する試験	
5	能力基準適合証明書の写し	（略）
6	細目告示第20条第３項で定めるガス容器及びガス容器附属品の材料を示す書面	（略）
7	その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面	（略）

別記様式（略）

別紙

指定装置等一覧表

番号	装置名	指定番号（認定番号）	備考

備考（新設）

(2) 番号欄には装置毎に番号を振り分け、装置の仕様が複数ある場合には枝番号を加えること。 (3) 指定番号欄には、装置指定通知書等及び認定証に記載された番号等を記載すること。 なお、改訂シリーズ及び車両に有効な拡大番号を含めた番号とすること。また、拡大番号の取扱いについては、届出者が取得した装置のみに限ることができる。	(1) 番号欄には装置毎に番号を振り分け、装置の仕様が複数ある場合には枝番号を加えること。 (2) 指定番号欄には、装置指定通知書等及び認定証に記載された番号等を記載すること。 なお、改訂シリーズを含めた番号とすること。
別紙２－１～別紙２－３（略）	別紙２－１～別紙２－３（略）
別紙３　技術基準適合証明書様式例 令和　　年　　月　　日 Date:　　Y.　　M.　　D. 国　土　交　通　大　臣　殿 To: The Minister to Land, Infrastructure, Transport and Tourism 技術基準適合証明書 Certificate of Conformity to Technical Standards 次の自動車は、下記に掲げる細目告示技術基準又は協定規則に定める基準に適合していることを証明いたします。 This is to certify that the following motor vehicle has complied with the Technical Standards listed below which correspond to the following Technical Standards (Attachments of Announcement That Prescribes Details of Safety Regulations for Road Vehicles or Agreement Regulations) below. 車　名　　型　式　　通称名 Make　　Type　　Sales Name 記 Description	（新設）

細目告示技術基準又は協定規則に定める基準 Technical Standards (Attachments of Announcement That Prescribes Details of Safety Regulations for Road Vehicles or Agreement Regulations)	

指定製作者等の名称
Name of Manufacturer:

記載方法等
1．記載については、日本語のみ、英語のみ、日英併記の何れでも結構です。
2．各技術基準の右欄については、次の何れかを記載ください。
① 適合している技術基準又は協定規則に対応する審査事務規程別添１試験規程に定める分類番号（例 TRIAS○○－○○）
② 附則 12 に定める同等と認められる外国の試験方法
③ 適合している協定規則番号
3．左欄の細目告示技術基準又は協定規則に定める基準は、届出に合わせ追記・削除等を行ってください。

（新設）

附則５ 車両諸元要目表の記載要領

第１ 総則

１ 本要領の適用

本要領は、輸入自動車特別取扱届出に関して作成する車両諸元要目表

附則５ 車両諸元要目表の記載要領

第１ 総則

１ 本要領の適用

本要領は、輸入自動車特別取扱届出に関して作成する車両諸元要目表

（以下「諸元要目表」という。）の記載について適用する。 　また、電子申請により届出を行う場合には、本記載要領による他、附則５の２の取扱いにより行うこととする。 ２　車種別の様式 　記載項目のうち車種により不要なものがあるときは、当該項目を削った様式により記載して差し支えない。例えばトレーラの場合には、原動機を削った様式とすることができる。 　また、別途図面や表を添付することで、該当する項目の記載を省略することができる。 ３～４（略）	（以下「諸元要目表」という。）の記載について適用する。 　また、電子申請により届出を行う場合には、本記載要領による他、附則５の２の取扱いにより行うこととする。 ２　車種別の様式 　記載項目のうち車種により不要なものがあるときは、当該項目を削った様式により記載して差し支えない。例えばトレーラの場合には、原動機を削った様式とすることができる。 ３～４（略）
第２　項目別記載要領	**第２　項目別記載要領**
１　自動車の構造等に係る第２号様式、第２号様式の１及び第２号様式の２の記載要領	１　自動車の構造等
１－１～１－34（略）	１－１～１－34（略）
２　自動車の構造等に係る第３号様式の１の記載要領	（新設）
①　構造	（新設）
各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。	
1．車両構造上の一般的特徴	（新設）
1.3.2．操舵軸数及び位置	（新設）
操舵軸の位置及び数を記載する。 　例　軸数：１　位置：前	
1.6．原動機の位置と配置	（新設）
原動機の搭載位置及び配置を記載する。 　例　取付位置：前　配置：横	
1.8．運転位置：左／中央／右	（新設）
運転者席の位置について、記載する。	
2．質量及び寸法	（新設）
2.3.1．各操舵される車軸の輪距	（新設）
操舵輪の空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。 　例　前：1565　後：1570 　記載値は整数位までとし、末尾を０又は５に丸める。	

2.3.2．他の車軸の輪距 操舵輪以外の空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。（記載値は 2.3.1.の例による）	（新設）
2.8．車両総重量の許容限度 許容限度は、貨物を運送する自動車、乗車定員 11 人以上の乗合自動車及び大型特殊自動車について、当該自動車又は車台に許容できるそれぞれの軸重及び車両総重量の限度を次の各号に留意して記載する。ただし、大型特殊自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。 記載値は整数位までとし、末尾を０に丸める。 (1) 許容限度は、限度内で最大の諸元の自動車が製作された場合においても、当該自動車の構造・装置が細目告示第 11 条第２項、第 13 条第２項（協定規則第 79 号の規則 5.1.4.に限る。）、第 15 条第２項第１号（協定規則第 13 号の規則 5.1.1.1 及び 5.1.1.2 に限る。）、第５項第１号）、第６項第１号（協定規則第 13 号の規則 5.1.1.1 及び 5.1.1.2 に限る。）、第 17 条第２項及び第 22 条第１項１号（車体を除く）の規定に適合するものであること。 (2) 許容限度は、当該自動車の車台の構造・装置に変更を加えない場合におけるものであること。この場合において、使用するタイヤの推奨荷重は考慮しないものとする。 (3) 許容限度は、当該自動車の構造・装置を総合的に考慮のうえ、安定性及び操縦性が確保される範囲内で定められたものであること。 (4) 車体の形状により許容限度が相違する場合には、それぞれの限度を併記し、それぞれの形状を付記すること。 (5) 同一型式の自動車又は車台であって、構造・装置が相違することにより許容限度が異なる場合には、限度を併記し、それぞれの構造・装置の状態を付記すること。 (6) 複軸を有する自動車の軸重については、それぞれの軸重の許容限度の合計を記載すること。 なお、それぞれの軸に係る許容限度が相違する場合には、それぞれの許容限度を付記すること。	（新設）
2.9．各車軸の許容限度	（新設）

2.8.に則り記載する。	
3．動力装置	（新設）
3.2．内燃機関	（新設）
3.2.1.1．作動原理及びサイクル	（新設）
内燃機関の作動原理及びサイクルを例により記載する。 例　作動原理：強制点火／圧縮点火／デュアルフューエルなど サイクル：４ストローク／２ストローク／ロータリーなど	
3.2.1.2．シリンダの数と配置	（新設）
原動機のシリンダ数及び配置を記載する。	
3.2.3．燃料タンク	（新設）
3.2.3.1．主燃料タンク	（新設）
3.2.3.1.1．主燃料タンクの数及び容量	（新設）
常用使用する燃料タンクの数および容量を記載する。 容量の値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。ただし、容量が 10L 未満のものにあっては小数第１位まで記載し、第２位を四捨五入する。 なお、気体を封入する燃料タンクにあっては、最高充填圧力を MPa 単位により付記する。記載値は小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入する。常用燃料タンクが複数ある場合は、タンク毎の容量を「＋」の記号を間に入れて記載する。 例　数：２　容量：50＋50（L） 数：１　容量：150（L）　　数：１　容量：20.00（MPa）	
3.2.3.2．副燃料タンク	（新設）
3.2.3.2.1．副燃料タンクの数及び容量	（新設）
予備燃料タンクがある場合は、3.2.3.1.1.に則り記載する。	
3.2.8 吸気装置	（新設）
3.2.8.1．過給機の有無	（新設）
過給機の装備の有無を記載する。	
3.2.8.2．インタークーラーの有無	（新設）
インタークーラーの装備の有無を記載する。	
3.2.9．排気装置	（新設）
3.2.9.4．消音器の型式及び製作者	（新設）
消音器の型式及び製作者を次の例に則り記載する。 例　主消音器の製作者：ABCDE	

主消音器の型式：123456 副消音器の製作者：FGHIJ 副消音器の型式：789123	
3.2.9.5. 排気管開口部の位置	（新設）
排気管の開口部の位置を記載する。 例　右側後方	
3.2.12. 排出ガス発散防止対策	（新設）
3.2.12.2. 排出ガス発散防止装置	（新設）
排出ガス発散防止装置の各装置について、装備の有無を記載する。	
3.2.12.2.1. 触媒の有無	（新設）
3.2.12.2.2.1. 酸素センサーの有無	（新設）
3.2.12.2.3. 二次空気供給装置の有無	（新設）
3.2.12.2.4. 排気ガス再循環装置の有無	（新設）
3.2.12.2.5. 燃料蒸発ガス抑止装置の有無	（新設）
3.2.12.2.6. 微粒子除去装置の有無	（新設）
3.2.12.2.7. 車載式故障診断装置の有無	（新設）
3.2.12.2.8. その他の装置	（新設）
排出ガス発散防止装置について、3.2.12.2.1.から 3.2.12.2.7.に該当しない装置がある場合は、装置名を記載する。装置が複数ある場合は、全て記載する。 例　NOｘセンサー	
3.3. 電動機	（新設）
3.3.1. 形式（巻線、励起）	（新設）
電動機の形式を記載する。 例　交流同期電動機	
3.3.1.1.1. 最高出力	（新設）
製作者が定める申告値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。１kW 未満のものにあっては、小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。	
3.3.1.1.2. 定格出力	（新設）
ハイブリッド自動車又は複数の駆動用電動機を有する電気自動車の電動機にあっては、１時間定格出力又は協定規則に基づいて測定した 30 分間最大出力を記載する。記載値は小数第１位ま	

でとし、第２位以下を切り捨てる。ただし、１kW 未満のものにあっては、小数第２位までとし、第３位以下を切り捨てる。	
3.3.1.2. 作動電圧	（新設）
自動車製作者の定める電動機の作動電圧を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。	
3.3.2. 充電式エネルギー貯蔵システム（REESS）	（新設）
3.3.2.4. 位置	（新設）
充電式エネルギー貯蔵システムの搭載位置を記載する。 例　車両後方床下右側	
4. 変速機	（新設）
4.2. 形式	（新設）
変速機の形式について、記載する。 例　機械式／油圧式／電気式など	
4.5. ギヤボックス	（新設）
4.5.1. 形式	（新設）
変速機の操作形式について、次の例により記載する。 例　マニュアル／オートマチック／CVT（無段変速トランスミッション）／など	
4.6. 変速比	（新設）
ギヤ比を記載する。記載値は小数第３位までとし、第４位を四捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比の範囲を記載する。 例　無段変速機の場合：2.326～0.434 １速　4.318 ２速　2.544 後退　3.522	
4.7. 最大設計車速	（新設）
最高速度の設計値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。	
5. 車軸	（新設）
5.3. 形式	（新設）
各車軸の形式を記載する。 例　前：独立懸架　後：独立懸架	
6. 緩衝装置	（新設）

6.2. 各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計 各車軸又は各車輪毎の緩衝装置の形式を記載する。 例　前：マクファーソンストラット　後：ダブルウィッシュボーン	（新設）
6.2.1. レベル調整：有／無 車高調整装置の有無について、記載する。	（新設）
6.2.3. 駆動車軸用空気ばね：有／無 駆動車軸用空気ばねの有無について、記載する。	（新設）
6.2.4. 非駆動車軸用空気ばね：有／無 非駆動車軸用空気ばねの有無について、記載する。	（新設）
6.6.1. タイヤ／ホイールの組み合わせ	（新設）
6.6.1.1. 車軸	（新設）
6.6.1.1.1. 前軸	（新設）
6.6.1.1.1.1. タイヤサイズ記号 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車、被けん引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の前車軸に装着するタイヤについては、（JATMA 規格、ETRTO 規格（The European Tyre and Rim Technical Organisation 欧州のタイヤ規格）又は TRA 規格（The Tire and Rim Association 米国のタイヤ規格）（以下「タイヤ規格」という。）に定められた、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。 例　195/50R16 上記以外の自動車にあっては、JATMA 規格に定められたタイヤの断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。	（新設）
6.6.1.1.1.2. 負荷能力指数 車両の前車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、負荷能力指数を記載する。 例　91	（新設）
6.6.1.1.1.3. 速度区分記号 車両の前車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、速度区分記号を記載する。 例　H	（新設）

6.6.1.1.1.4. ホイールリムサイズ 車両の前車軸に装着するホイールのリム径及びリム幅をインチで記載する。 例　16×6 1/2J	（新設）
6.6.1.1.1.5. ホイールオフセット 車両の前車軸に装着するホイールの取付面のオフセットについて、inset 又は outset 側をmm表示で記載する。 例　inset40	（新設）
6.6.1.1.2. 後軸	（新設）
6.6.1.1.2.1. タイヤサイズ記号 車両の後車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。	（新設）
6.6.1.1.2.2. 負荷能力指数 車両の後車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、負荷能力指数を記載する。	（新設）
6.6.1.1.2.3. 速度区分記号 車両の後車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、速度区分記号を記載する。	（新設）
6.6.1.1.2.4. ホイールリムサイズ 車両の後車軸に装着するホイールのリム径及びリム幅をインチで記載する。	（新設）
6.6.1.1.2.5. ホイールオフセット 車両の後車軸に装着するホイールの取付面のオフセットについて、inset 又は outset 側をmm表示で記載する。	（新設）
6.6.1.2. スペアホイール 応急用タイヤを装備している場合、6.6.1.1.1.から6.6.1.1.1.4.に則り記載する。	（新設）
6.7. タイヤ空気圧監視システム	（新設）
6.7.1. 装備：有／無 タイヤ空気圧監視システムの装着の有無を記載する。	（新設）
7. かじ取装置	（新設）
7.2. 伝達及び制御	（新設）
7.2.1. かじ取装置の形式	（新設）

かじ取装置の形式について記載する。後輪も操舵する場合は、後輪側も記載する。 例　ラック＆ピニオン式	
7.2.2. かじ取装置の詳細	（新設）
かじ取装置からホイールまでの接続方法を記載する。 例　機械式（タイロッド～車軸）	
7.2.3. 支援機能（有する場合）	（新設）
補助機能の方式を記載する。 例　電気機械式	
7.4. 緊急車線維持装置	（新設）
7.4.1. 装備：有／無	（新設）
装備の有無を記載する。	
7.5. 車線逸脱警報装置	（新設）
7.5.1. 装備：有／無	（新設）
装備の有無を記載する。	
7.6. 補正操舵機能	（新設）
7.6.1. 装備：有／無	（新設）
装備の有無を記載する。	
8. 制動装置	（新設）
8.5. ABS の装備の有無	（新設）
装備の有無を記載する。	
8.9. 制動装置の詳細	（新設）
二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車以外の自動車にあっては、協定規則第 13 号 附属書 2　第 12 項又は協定規則第 13H 号 附属書 1 第 14 項、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車にあっては協定規則第 78 号附則 1　第 15.4.項にそれぞれ記載されているブレーキシステムの簡単な説明などを参考に記載する。 例　主ブレーキ：油圧式（電気制御付）、駐車ブレーキ：電気式後輪制御	
8.12. 衝突被害軽減制動制御装置	（新設）
8.12.1. 装備：有／無	（新設）
装備の有無を記載する。	
9. 車体	（新設）

9.3．乗員ドア、ラッチ及びヒンジ	（新設）
9.3.1．ドア形状と数	（新設）
乗降扉の数を左側面、右側面及び後面に分けて記載する。 例　右２ 左２　後１	
9.9．視野確保装置	（新設）
9.9.1．後写鏡	（新設）
9.9.1.1．製作者名	（新設）
車室外及び車室内の後写鏡について、製作者名を記載する。 例　車室外：右側　ＡＡＡ　左側　ＢＢＢ 車室内：ＣＣＣ	
9.9.1.3．バリアント	（新設）
製作者固有の呼称（品番を含む）又は型式など、当該後写鏡を特定できるものを記載する。 例　車室外：右側　ＡＡＡ　左側　ＢＢＢ 車室内：ＣＣＣ	
9.9.2．後方等確認装置	（新設）
該当する装置がある場合は、記載する。 例　クラスⅠ　CMS	
9.10．乗車装置	（新設）
9.10.3．座席	（新設）
9.10.3.1.1．位置と配置	（新設）
着席位置毎の乗車定員を記載する。 例　前席：２　後席１列目：２　後席２列目：３	
9.12.2．補助拘束装置の種類及び位置	（新設）
補助拘束装置（エアバッグ、シートベルトプリテンショナー、シートベルトフォースリミッターなど、乗員を安全に拘束する補助装置をいう。）の種類及び配置を記載する。シートベルトの記載にあっては、協定規則第 16 号に定められた追加記号を使用して記載してもよい。 例　エアバック（前、横、膝） シートベルト前席（プリテンショナー、フォースリミッター） 後席１列目（プリテンショナー） 後席２列目（プリテンショナー OP）	

シートベルト前席 Aer4mp（AIR BAG）	
後席１列目 Ar4m	
後席２列目 Aer	
12．その他	（新設）
12.8．事故自動緊急通報装置	（新設）
12.8.1．装備：有／無	（新設）
装備の有無を記載する。	
12.9．車両接近通報装置	（新設）
12.9.1．装備：有／無	（新設）
装備の有無を記載する。	
12.16．事故情報計測記録装置	（新設）
12.16.1．装備：有／無	（新設）
装備の有無を記載する。	
17．自動運行装置の有無	（新設）
装備の有無を記載する。	
② 性能	（新設）
１．制動停止距離	（新設）
乗用自動車（細目告示第 15 条第３項に規定する自動車）又は貨物自動車（細目告示第 15 条第２項第２号ロの規定により同条第３項の規定を適用する自動車に限る。）にあっては「協定規則第 13H 号の技術的要件」、貨物自動車等（細目告示第 15 条第２項（同項第２号ロの規定により同条第３項の規定を適用する場合を除く。）及び第６項に規定する自動車）にあっては「協定規則第 13 号の技術的要件」による常温時制動試験に基づいて積載状態で測定した制動停止距離又は平均飽和減速度を記載し制動初速度を（　）書で付記する。ただし、設計値を記載してもよい。 なお、記載値は、制動停止距離の場合には整数位までとし、小数第１位を切り上げ、平均飽和減速度の場合には小数第２位までとし、第３位以下を切り捨てる。 例　56(100) 6.70 m/s^2(100)	
２．JH25 モード燃料消費率	（新設）
CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人の乗用自動車(車両総重量 3.5 トン超のものに限る。)、乗車定員 11 人以上の乗合自動車(車両総	

重量 3.5 トン超のものに限る。)及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、燃料消費率算定実施要領第２条の規定に基づきエネルギー消費効率相当値を算定する自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した値又は製作等の精度等を勘案して自動車製作者等が定める値を基礎として算定した値（以下「JH25 モード燃料消費率」という。）を次により記載するものとし、１－34－５に規定する重量車燃料消費率区分の記号を（　）書きで付記する。ただし、別添「輸入自動車特別取扱要領」で定める第２号様式の１（車両諸元要目表）又は第２号様式の２（車両諸元要目表）に JH25 モード燃料消費率を記載した自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。 なお、記載値は１－34－４と同様に記載する。	
３．都市間走行モード燃料消費率（JH25 モード燃料消費率） 軽油、軽油、CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、燃料消費率算定実施要領第２条の規定に基づきエネルギー消費効率相当値を算定する自動車について、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」(CNG 又は LNG を燃料とする自動車にあっては審査事務規程別添の試験規定）に基づいて測定した値又は製作等の精度等を勘案して自動車製作者等が定める値を基礎として算定した値（以下「都市間走行燃料消費率（JH25 モード燃料消費率)」という。）を１－34－４と同様に記載することができる。	（新設）
４．LMH 燃料消費率 WLTC モード燃料消費率が測定された自動車にあっては審査事務規程別添の試験方法又は協定規則第 154 号に基づき測定された値及び製作等の精度等を勘案して自動車製作者等が定める各フェーズ固有値を次により記載する。 (ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。 (ｲ) 使用する数値は、以下の通りとする。 (a) 10.0 km/Ｌ未満 使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。 例 8.0 8.1 8.2・・・(km/Ｌ) (b) 10.0 km/Ｌ以上 使用する数値は、10.0 km/Ｌを基準に 0.2 km/Ｌ毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。	（新設）

例 10.0 10.2 10.4・・・20.0 20.2 20.4・・・(km/L)	
3　自動車の構造等に係る第３号様式の２の記載要領	（新設）
① 構造	（新設）
各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。	
1．車両構造上の一般的特徴	（新設）
1.3．車軸及び車輪の数	（新設）
車軸及び車輪の数を記載する。	
1.3.1．複輪を有する車軸	（新設）
複輪を有する場合、装着される軸を記載する。	
例　前車軸	
1.8．動力性能	（新設）
1.8.1．最大設計車速	（新設）
最高速度の設計値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。	
2．質量及び寸法	（新設）
2.2．車両寸法の範囲	（新設）
2.2.5．輪距	（新設）
2.2.5.1．前部輪距	（新設）
空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位を切り捨てる。なお、二輪自動車にあっては前車軸に複輪が装備されている場合に記載するものとする。	
2.2.5.2．後部輪距	（新設）
空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位を切り捨てる。なお、二輪自動車にあっては後車軸に複輪が装備されている場合に記載するものとする。	
3．原動機の一般特性	（新設）
3.2．内燃機関	（新設）
3.2.1.2．作動原理	（新設）
内燃機関の作動原理を例により記載する。	
例　作動原理：強制点火／圧縮点火など	

3.2.1.3．サイクル	（新設）
内燃機関のサイクルを例により記載する。	
例　サイクル：４ストローク／２ストローク／ロータリーなど	
3.2.1.4．シリンダ	（新設）
3.2.1.4.1．数	（新設）
原動機のシリンダ数を記載する。	
3.2.1.4.2．配置	（新設）
原動機のシリンダの配置を記載する。	
3.2.12．排気システム及び制御	（新設）
3.2.12.5．排気騒音低減装置の型式、マーキング	（新設）
消音器の型式又は当該消音器を特定する製作者固有の呼称を記載する。	
例　主消音器の型式：123456	
副消音器の型式：ABCDEF	
3.2.12.8．繊維性材料を含有する排気騒音低減装置の有無	（新設）
繊維性材料を含有する消音器の装備の有無を記載する。	
3.3．純電気、ハイブリッド電気推進及び制御装置	（新設）
3.3.3．電動機	（新設）
3.3.3.1．電動機の数	（新設）
電動機の数を記載する。	
3.3.3.2．方式（巻線、励磁）	（新設）
電動機の形式を記載する。	
例　交流同期電動機	
3.3.4．原動機用蓄電池	（新設）
3.3.4.1．主原動機用蓄電池	（新設）
3.3.4.1.1．電池のセル数	（新設）
主原動機用蓄電池のセル数を記載する。	
3.3.4.1.3．容量（Ah）	（新設）
主原動機用蓄電池の容量を記載する。記載は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。	
3.3.4.1.4．電圧（V）	（新設）
主原動機用蓄電池の作動電圧を記載する。記載は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。	
3.3.4.2．副原動機用蓄電池	（新設）

3.3.4.2.1．電池のセル数 副原動機用蓄電池のセル数を記載する。	（新設）
3.3.4.2.3．容量（Ah） 副原動機用蓄電池の容量を記載する。記載は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。	（新設）
3.3.4.2.4．電圧（V） 副原動機用蓄電池の作動電圧を記載する。記載は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。	（新設）
3.3.5．ハイブリッド電気自動車	（新設）
3.3.5.1．エンジン又は電動機の組合せ エンジン又は電動機の組合せについて記載する。 例　エンジン１／電動機２	（新設）
3.3.5.2．ハイブリッド電気自動車のカテゴリー 外部充電／非外部充電の別を記載する。	（新設）
3.5．動力伝達装置及び制御	（新設）
3.5.2．クラッチ	（新設）
3.5.2.1．方式 方式について記載例を参考に記載する。 例　機械式／液圧式／電気式など	（新設）
3.5.3．変速機	（新設）
3.5.3.3．方式 方式について記載例を参考に記載する。 例　機械式／液圧式／電気式／マニュアル／オートマチックなど	（新設）
3.5.4．変速比 変速比を記載する。記載値は小数第３位までとし、第４位を四捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比の範囲を記載する。 例　無段変速機の場合：2.326～0.434 １速　4.318 ２速　2.544 後退　3.522	（新設）
3.7．緩衝装置及び制御	（新設）
3.7.1．懸架装置及びその制御システムの概要説明	（新設）

各車軸の懸架装置及びその制御システムの概要を簡潔に記載する。 例　前軸：倒立フォーク／テレスコピック／ボトムリンクなど 後軸：モノサスペンション／スイングアームなど	
3.7.6. ショック・アブソーバーの有無	（新設）
各車軸のショック・アブソーバーの装備の有無を記載する。	
4. 環境性能に関する一般情報	（新設）
4.1. 排出ガス発散防止装置	（新設）
4.1.2.から 4.3.1.の各記載項目について、排出ガス対策説明書等に記載の旨を示した場合は、記載を省略することができる。	
4.1.2. 触媒コンバータ	（新設）
4.1.2.1. 数	（新設）
触媒コンバータの数を記載する。	
4.1.2.9. 位置	（新設）
触媒コンバータの装着位置を記載する。 例　主消音器内 排出ガス対策説明書に記載	
4.1.3.2. 酸素センサーの位置	（新設）
酸素センサーの位置を記載する。 例　触媒前後 排出ガス対策説明書に記載	
4.1.4.1. 二次空気供給装置及びその制御システムの概要説明	（新設）
二次空気供給装置を装備している場合は、装置の概要を簡潔に記載する。	
4.1.5.1. 排気ガス再循環装置及びその制御システムの概要説明	（新設）
排気ガス再循環装置を装備している場合は、装置の概要を簡潔に記載する。	
4.1.6.3. 微粒子除去装置及びその制御システムの概要説明	（新設）
微粒子除去装置を装備している場合は、装置の概要を簡潔に記載する。	
4.1.8. その他の排出ガス発散防止装置	（新設）
4.1.8.1. 作動原理	（新設）
4.1.2.から 4.1.6.3.に該当しない排出ガス発散防止装置がある場合は、その概要を記載する。	

4.2．ブローバイ・ガス還元装置	（新設）
4.2.1．ブローバイ・ガス還元装置の構成	（新設）
ブローバイ・ガス還元装置の概要説明を記載する。排出ガス対策説明書等に記載の場合はその旨を記載することで、記載を省略できる。	
4.3．燃料蒸発ガス抑止装置	（新設）
4.3.1．燃料蒸発ガス抑止装置の有無	（新設）
燃料蒸発ガス抑止装置の装備の有無を記載する。	
6．安全機能に関する情報	（新設）
6.2．制動装置	（新設）
6.2.2.1．前輪、後輪及び側車の制動装置	（新設）
各車軸及び側車の制動装置について、ディスクブレーキ又はドラムブレーキの別を記載する。	
例　前輪：ディスク 後輪：ドラム　側車：ドラム	
6.2.2.2．駐車ブレーキ	（新設）
駐車ブレーキを備えている場合は、制動車輪及び制動形式を記載する。	
例　後輪、ドラム	
6.2.2.3．その他の制動装置	（新設）
6.2.2.1 及び 6.2.2.2.以外の制動装置を備える場合は、装置の概要を記載する。	
6.2.4．ABS／CBS	（新設）
6.2.4.1．ABS の装備の有無	（新設）
ABS の装備の有無を記載する。	
6.2.4.2．CBS の装備の有無	（新設）
CBS の装備の有無を記載する。	
6.2.4.3．ABS 及び CBS の装備の有無	（新設）
ABS 及び CBS の装備の有無を記載する。	
6.12．後方視認	（新設）
6.12.1．後写鏡	（新設）
6.12.1.1．後写鏡の位置	（新設）
ミラー式の後写鏡の位置を記載する。外観図に記載している場合は、記載を省略してもよい。	
6.12.2．後写鏡以外の間接視界装置	（新設）

6.12.2.1. 装置の説明 ミラー式以外の間接視界装置を備えている場合は、その概要を記載する。 例　ハンドル左右に CMS を装備	（新設）
6.18. タイヤ／ホイールの組み合わせ	（新設）
6.18.1. タイヤ	（新設）
6.18.1.1. タイヤサイズ記号	（新設）
6.18.1.1.1. 前軸 車両の前車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。 例　150/80R16M/C	（新設）
6.18.1.1.2. 後軸 車両の後車軸に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。	（新設）
6.18.1.1.3. 側車 車両の側車に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。	（新設）
6.18.1.2. 負荷能力指数 車両の各車軸及び側車に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、負荷能力指数を記載する。 例　71	（新設）
6.18.1.3. 速度区分記号 車両の各車軸及び側車に装着するタイヤについて、タイヤ規格に則り、速度区分記号を記載する。 例　V	（新設）
6.18.2. ホイール	（新設）
6.18.2.1. ホイールリムサイズ 車両の各車軸及び側車に装着するホイールのリム径及びリム幅をインチで記載する。	（新設）
7. 車両構造に関する情報	（新設）
7.5.1. 燃料タンク	（新設）

7.5.1.1. 主燃料タンク	（新設）
7.5.1.1.1. 主燃料タンクの容量	（新設）
常用使用する燃料タンクの容量を記載する。 容量の値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。ただし、容量が 10L 未満のものにあっては小数第１位まで記載し、第２位を四捨五入する。 なお、気体を封入する燃料タンクにあっては、最高充填圧力を MPa 単位により付記する。記載値は小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入する。 例　容量：13（L） 容量：20（L）、最高充填圧力：15.00（MPa）	
7.5.1.2. 副燃料タンク	（新設）
7.5.1.2.1. 副燃料タンクの容量	（新設）
予備燃料タンクがある場合は、7.5.1.1.1.に則り記載する。	
7.6. 車載式故障診断装置の機能要件	（新設）
7.6.1.1. 車載式故障診断装置の有無	（新設）
車載式故障診断装置の装備の有無を記載する。	
②性能	（新設）
制動停止距離	（新設）
二輪自動車等（細目告示第 15 条第４項に規定する自動車及び細目告示第 242 条第２項に規定する原動機付自転車）にあっては、「協定規則第 78 号の技術的要件」による常温時制動試験に基づいて測定した制動停止距離又は平均飽和減速度を記載し、制動初速度を（　）書で付記する。ただし、設計値を記載してもよい。 なお、記載値は、制動停止距離の場合には整数位までとし、小数第１位を切り上げ、平均飽和減速度の場合には小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。 また、１個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を同時に作動させることができない二輪自動車等にあっては、前輪の制動装置のみを作動させた場合及び後輪の制動装置のみを作動させた場合の値を各々記載し、１個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を同時に作動させることができる連動式又は分配式の制動装置を備えた二輪自動車等にあっては、主たる操作装置で制動装置を作動させた場合の値及び連動式にあっては、主たる操作装置以外の操作装置で制動装置を作動さ	

せた場合の値を各々記載する。
例　前：25（60），後：41（60）
前：3.9m/s²(60)，後：2.3m/s²(60)
連動：25（60），補助：41（60）
連動：3.9m/s²(60)，補助：2.3m/s²(60)
分配：25(60)
分配：3.9m/s²(60)

（削除）

附則５の２　電子申請を行う場合の車両諸元要目表等の書面の作成要領

第１～第３（略）

別紙１　電子申請を行う際の添付書面作成要領

1　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の１から 56、59 から 64、66 から 70 及び 80 から 85 に分けて分類する。
2　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
3　電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（ 半角、小文字）とする。
4　45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
5　２の添付書面については、TXT形式で提出すること。
6　81の添付書面については、EXCEL形式で提出すること。

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
１～80（略）			
81	特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲	EXCEL形式	souchihani
82	内部統制システムの概要を記載した書面	PDF形式	naibutousei
83	FMVSSに適合していることを証する書面	PDF形式	fmvsstekigou

２　原動機（内燃機関）～28　備考（仕様等に係る事項）

附則５の２　電子申請を行う場合の車両諸元要目表等の書面の作成要領

第１～第３（略）

別紙１　電子申請を行う際の添付書面作成要領

1　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の１から 56、59 から 64、66 から 70 及び 80 に分けて分類する。
2　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
3　電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（ 半角、小文字）とする。
4　45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
（新設）
（新設）

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
１～80（略）			
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

84	安全性確保及び公害防止に係る書面	PDF形式	anzenkakuho
85	改善措置を行う能力を有することを証する書面	PDF形式	kaizennouryoku

注）項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和２年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙２～別紙１－２（略）

附則６　自動車等の外観図の記載要領

１．～２．（略）

別表

区別 / 項目		対象：専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	対象：その他の自動車	備考
寸法（略）				
乗車装置	乗車位置	○	○	設計標準位置の場合にあっては、数値に「(標準)」と付記すること。二輪自動車及び側車付二輪自動車は記載を省略することができる。
	座席幅		○	
	座席奥行		○	
	座席間隙		○	

(新設)	（新設）	（新設）	（新設）
(新設)	（新設）	（新設）	（新設）

注）項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和２年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙２～別紙１－２（略）

附則６　自動車等の外観図の記載要領

１．～２．（略）

別表

区別 / 項目		対象：専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	対象：その他の自動車	備考
寸法（略）				
乗車装置	乗車位置	○	○	設計標準位置の場合にあっては、数値に「(標準)」と付記すること。（新設）
	座席幅		○	
	座席奥行		○	
	座席間隙		○	

荷台・客室（略）				
灯火器類	灯火器類の取付位置に係る規定のあるものについては、その寸法	○	○	
後写鏡等	後写鏡の取付高さ並びに前車軸からの距離	○	○	二輪自動車及び側車付二輪自動車は記載を省略することができる。
	直前確認鏡の取付高さ	○	○	
	直左確認鏡の取付高さ	○	○	
	直後確認鏡の取付高さ（車室外後写鏡に限る。）	○	○	ただし、構造・装置の概要説明書に詳細の記載を行った場合又は、後写鏡等と兼用する場合には省略することができる。
	直前直左右確認装置の取付高さ（車室外に備える確認鏡に限る。）	○	○	
トラックのキャブ幅等～連結装置等（略）				

（注）１．～３．（略）

別記様式１～別記様式２（略）

附則７～附則10（略）

附則12 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

荷台・客室（略）				
灯火器類	灯火器類の取付位置に係る規定のあるものについては、その寸法	○	○	
後写鏡等	後写鏡の取付高さ並びに前車軸からの距離	○	○	
	直前確認鏡の取付高さ	○	○	
	直左確認鏡の取付高さ	○	○	
	直後確認鏡の取付高さ（車室外後写鏡に限る。）	○	○	ただし、構造・装置の概要説明書に詳細の記載を行った場合又は、後写鏡等と兼用する場合には省略することができる。
	直前直左右確認装置の取付高さ（車室外に備える確認鏡に限る。）	○	○	
トラックのキャブ幅等～連結装置等（略）				

（注）１．～３．（略）

別記様式１～別記様式２（略）

附則７～附則10（略）

附則12 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

は、別表のとおりである。

別表

保安基準、細目告示及び適用関係告示 告示条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第11条第３項第１号～細目告示第67条（略）			
細目告示第67条の７第１項	眠気警報装置の技術基準	ECE 182 EEC 2021/1341	令和８年９月30日
細目告示第67条の８第１項	脇見警報装置の技術基準	ECE 183 EEC 2023/2590	令和８年９月30日
細目告示第68条第１項第２号～細目告示第70条（略）			

備考１～５（略）

附則13～附則16（略）

附　則

令和８年９月 30 日改正（国自審第 1685 号）

（適用時期）

１．本改正規定は、令和８年９月 30 日より施行する。

２．令和９年４月１日以前に新たな型式の届出を行う場合は、改正後の別紙 別表 第３号様式の１及び第３号様式の２に定める規定に係らず、従前の例によることができる。

３．令和８年９月 30 日以降に変更届出を行う場合は、改正後の別紙 別表第３号様式の１及び第３号様式の２に定める規定に係らず、当分の間、従前の例によることができる。

は、別表のとおりである。

別表

保安基準、細目告示及び適用関係告示 告示条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第11条第３項第１号～細目告示第67条（略）			
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
細目告示第68条第１項第２号～細目告示第70条（略）			

備考１～５（略）

附則13～附則16（略）

（新設）

「装置型式指定実施要領等の一部改正について（WP29 第198回）（第3回目照会）」に関する意見

令和8年9月30日

番号	提出元	分　類	意　見	理　由	コメント
1	日本自動車輸入組合（JAIA）	改正概要 3.スケジュール	※2　令和9年4月1日以降の新規届出 ↓ 削除	改正概要と実施要領の記載内容が不一致となっていないでしょうか？ 公布日から令和9年3月31日の間、新フォーマットでの運用ができるよう削除いただきたい。旧フォーマットは実施要領の適用時期2．によって利用可能となるため	新様式が必須となる新規申請は令和9年4月1日以降の新規届出であるため、不一致とはなっていないと考えます。 変更届出では従前の様式が使用できること、施行後から新様式が使用できることは、通達の附則で明らかであり、概要は詳細を記載しておりません。（型式指定車の様式変更の改正時と同様の回用説明の記載となっております）
2	日本自動車輸入組合（JAIA）	自動車型式認証実施要領附則9別表 輸入自動車特別取扱制度附則12別表	今回追加された項目の最終確認年月日が令和8年10月2日で公布予定日と前後しておりますが問題ないでしょうか？	確認です。	ご指摘を踏まえ修正しました。
3	日本自動車輸入組合（JAIA）	輸入自動車特別取扱制度附則4 別紙	指定装置等一覧表の備考に、 (1) 当該届出の型式に含まれる指定装置等を全て記載すること。 とありますが技術基準適合証明書で提出したもの以外という理解でよいでしょうか？	念のため確認です。	ご意見ありがとう御座います。 当該改正の趣旨は、型式指定車等と指定装置等一覧表の記載方法を統一することにありますが、現在の取扱いについて変更するものではありません。 よって、従来と同様、保安基準の適合性を認定証で確認する装置について、認可番号等を記載ください。
4	自動車認証審査部	07_第3回意見照会_【新旧】輸入自動車特別取扱制度	①自動車型式認証実施要領等同様　諸燃(電)費試験が追加されたとの理解で良いかと認識合わせさせて頂きました。 　＝＞違う、不要とするとの回答。　注)JAIAからの指摘無くJAIAは下記②からも同意されているのかもしれません。 ②一方、JAIAから「自動車型式認証実施要領等に以下3項目追加されるので、フォーマット共通化の為、 　同様に追加して」との要望があり対応されていますが、①と方向性あいませんし、 　燃料電池自動車は、モード燃費はなく、一充填走行距離のみが追加されるとの中途半端な状態となります。 ・従って「自動車型式認証実施要領等に合わる=①＋②全て織り込む」とすべきではと考えます。	左記による	ご意見ありがとう御座います。 ご指摘を踏まえ、今回の改正で追加する項目はなしとしました。（様式変更のみ）
5	自動車認証審査部	03_第3回意見照会_【新旧】自動車型式認証実施要領 04_第3回意見照会_【新旧】共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 諸元表の記載要領：一充電走行距離_例 JH25モード	自動車型式認証実施要領 500（JH25 モード） 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 200（JH25 モード） 両者の数値アンマッチの為、統一されたらどうでしょう+C7	・WLTCモード、JC08モードは合致しています ・JH25モードのみ、分ける理由はないと考えます	ご意見ありがとう御座います。 500（JH25モード）へ統一しました。
6	自動車認証審査部	03_第3回意見照会_【新旧】自動車型式認証実施要領 04_第3回意見照会_【新旧】共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 諸元表の記載要領：供給停止圧力（燃料電池自動車）	～審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154 号に基づき圧縮水素ガスの供給停止判定条件として設定した圧力を記載する。 供給停止圧力は小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記載又は小数第1位を四捨五入し、整数値まで記載する。 ↓ ～審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154 号に基づき圧縮水素ガスの供給停止判定条件として設定した**圧力(MPa)を**記載する。 供給停止圧力は小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記載又は小数第1位を四捨五入し、整数値まで記載する。）	今回同時に追加された以下「認可使用可能バッテリーエネルギー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）」と同様に単位追加されたらどうでしょう ～測定使用可能バッテリーエネルギー**(kWh)**を記載する。～ 認可使用可能バッテリーエネルギーは有効数値4桁目を四捨五入し、有効数値3桁を記載する。	ご指摘のとおり修正しました。
7	自工会国内分科会認証業務	自動車型式認証実施要領等 第3号様式の1 (諸元表) 1.8.	1.8. 運転位置：左/右 ↓ 1.8. 運転位置：左**/中央**/右	今回の意見照会の対象ではありませんが、 運転席が中央のケースも出てくると考えます。 合わせて附則5の諸元表の記載要領の手当もお願いいたします。	ご指摘を踏まえ修正しました。

「装置型式指定実施要領等の一部改正について（WP29 第198回）（第3回目照会）」に関する意見

令和8年9月30日

番号	提出元	分　類	意　見	理　由	コメント
8	自工会国内認証業務分科会	共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 別記様式 125の7	第43条の11に係るもの ↓ 第43条の11に定める基準に係るもの	他の項目と整合のため、提案です。 共通構造部型式指定実施要領も同様です。	ご指摘のとおり修正しました。
9	自工会国内認証業務分科会	共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 別記様式 125の8	第43条の12に係るもの ↓ 第43条の12に定める基準に係るもの	他の項目と整合のため、提案です。 共通構造部型式指定実施要領も同様です。	ご指摘のとおり修正しました。
10	自動車技術総合機構	自動車型式認証実施要領 附則5 第2 2②性能 23. 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 附則4 第2 2②性能 21.	世界統一技術規則 ↓ 世界技術規則	第2回意見照会回答No.1の回答が反映されていないように思われます。	ご指摘のとおり修正しました。
11	自動車技術総合機構	自動車型式認証実施要領 附則5 第2 2②性能 23.	協定規則第154号、世界統一技術規則第22号及びそれに ↓ 協定規則第154号、世界技術規則第22号及びそれらに	表現の提案です。 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領附則4 第2 2②21においても同様です。	ご指摘のとおり修正しました。
12	自動車技術総合機構	共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 附則4 第2 2②性能 21.	型式指定及び ↓ 型式指定又は	表現の提案です。	ご指摘のとおり修正しました。
13	自動車技術総合機構	輸入自動車特別取扱要領 附則5 第2 ②性能 制動停止距離	分配:3.9m/s2（60） ↓ 分配：3.9m/s2（60）	誤記と思われます。	ご指摘のとおり修正しました。